

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (9月14日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
同意第2号の上程、説明	10
諮問第1号の上程、説明	10
議案第28号の上程、説明	11
議案第29号の上程、説明	11
議案第30号の上程、説明	12
議案第31号の上程、説明	13
議案第32号の上程、説明	14
議案第33号の上程、説明	15
議案第34号の上程、説明	16
議案第35号の上程、説明	17
議案第36号の上程、説明	18
議案第37号の上程、説明	18
認定第1号の上程、説明	19
認定第2号の上程、説明	22
認定第3号の上程、説明	23
認定第4号の上程、説明	24
認定第5号の上程、説明	26
認定第6号の上程、説明	27
報告第4号の上程、報告	28
報告第5号の上程、報告	28
報告第6号の上程、報告	29

散会の宣告	29
第 2 号 (9月15日)	
開議、散会の日時	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	31
事務局出席者	31
議事日程	32
開議の宣告	33
一般質問	33
大 城 佐 一 議員	33
平 良 嗣 男 議員	37
新 城 一 智 議員	43
前 田 孝 議員	44
平 良 英 勝 議員	46
散会の宣告	48
第 3 号 (9月16日)	
開議、散会の日時	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	49
事務局出席者	49
議事日程	50
開議の宣告	51
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	51
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	53
議案第28号の質疑、委員会付託	53
議案第29号の質疑、委員会付託	54
議案第30号の質疑、委員会付託	54
議案第31号の質疑、委員会付託	54
議案第32号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	54
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59

認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
諸般の報告	63
休会について	63
散会の宣告	63

第 4 号 (9月22日)

開議、閉会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	68
議案第28号～議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	68
議案第33号～議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	74
陳情第10号及び陳情第11号、陳情第15号及び陳情第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	78
陳情第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	81
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	83
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	86
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	88
意見案第7号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	90
意見案第8号及び決議案第6号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92
農業委員会委員の推薦について	94
閉会の宣告	95
署名議員	95

平成23年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成23年9月14日

会期9日間

閉会 平成23年9月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月14日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明、報告3件
9月15日	木	本会議	午前10時	一般質問
9月16日	金	本会議	午前10時	同意第2号質疑・委員会付託省略 (即決) 諮問第1号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第28号～第31号質疑・総務常任委員会付託 議案第32号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第33号～第37号質疑・予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑・決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第28号～第31号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第10号～第11号及び第14号～第16号総務常任委員会 (検討～採決)
9月17日	土	休 会		
9月18日	日	休 会		
9月19日	月	休 会	敬老の日	
9月20日	火	委員会	午前10時	議案第33号～第37号予算審査特別委員会 (検討～採決)
			午後1時30分	陳情第12号経済建設常任委員会 (検討～採決)
9月21日	水	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月22日	木	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
		本会議	午後3時	議案第28号～第31号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第33号～第37号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 認定第1号～第6号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第10号～第11号及び第14号～第16号総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 陳情第12号経済建設常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 9日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
10	平成23年6月9日	就学援助制度の周知・拡充を 求める陳情	反貧困・反失業沖縄県 ネットワーク 仲山 忠克	総務常任委員会
11	平成23年6月28日	離島におけるがん患者支援 対策推進を求める意見書の 採択と県への働きかけを求 める要請	ゆうかぎの会（離島の がん患者支援を考える 会） 代表 真栄里 隆代	総務常任委員会
12	平成23年7月8日	漁業用燃油にかかる軽油引 取税の免税等に関する国へ の意見書の提出を求める陳 情書の提出について	沖縄県漁業協同組合連 合会 代表理事会長 国吉 眞孝	経済建設常任委員会
13	平成23年7月25日	地球防衛宣言及び戦争のな い世界実現の為の陳情書	荒木 實	議員配布
14	平成23年8月29日	風車病被害を招く村有地の 貸与に関する陳情書	島袋 文正 瀬川 ゆりみ	総務常任委員会
15	平成23年9月6日	地方財政の充実・強化を求 める意見書採択に関する陳 情書	大宜味村職員労働組合 執行委員長 福地 亮	総務常任委員会
16	平成23年9月6日	村立診療所施設の再利用と 福祉施設等の誘致について (要請書)	喜如嘉小学校区におけ る介護施設の誘致協議 会 会長 山川 清	総務常任委員会

平成23年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成23年9月14日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成23年9月14日 午前10時00分)

散 会 (平成23年9月14日 午前11時36分)

2. 出席議員 (7名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (1名)

9 番議員 平 良 嗣 男

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 2 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
6	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
7	議 案 第 2 8 号	大宜味村暴力団排除条例	提案説明
8	議 案 第 2 9 号	大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例	提案説明
9	議 案 第 3 0 号	大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	提案説明
10	議 案 第 3 1 号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	提案説明
11	議 案 第 3 2 号	北部広域市町村圏事務組合格約の変更について	提案説明
12	議 案 第 3 3 号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明
13	議 案 第 3 4 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
14	議 案 第 3 5 号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
15	議 案 第 3 6 号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
16	議 案 第 3 7 号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
17	認 定 第 1 号	平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認 定 第 2 号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認 定 第 3 号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認定 第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
22	認定 第6号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
23	報告 第4号	平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
24	報告 第5号	平成22年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
25	報告 第6号	平成22年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成23年第5回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月22日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に文書を配付していますので、お目通しください。

以上、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、先ほど議長からありましたように、平成23年第5回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、多くの議員の御出席のもと開会できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきたいと思います。

6月でございますが、6月12日、土砂災害全国一斉防災訓練ということで、我が大宜味村では、沖縄県における沖縄総合事務局、沖縄県等が参加する住民主体の避難訓練として、村と根路銘区等を対象とした土砂災害防災訓練が行われました。役場では村長を初め、各課職員が防災計画の災害時のマニュアルに沿って、広報、災害巡回等、各部署の役割分担に基づいて防災訓練に対応いたしました。根路銘区におきましては、区長を初め、72名が参加した地域防災訓練が行われ、全区民が一つになって整然と事前の打ち合わせ事項を確認しながら訓練を実施していました。根路銘区の公民館周辺では、根路銘区の防災訓練の様子を他の区長方、あるいは老人会、婦人会、民生委員等、多数の方々が見守ってくださいました。日ごろから地域のみんなで防災について話し合い、実施訓練を重ねることの大切さを強く感じました。

なお、その他につきましては、資料を添付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

7月につきましては、7月2日、第8回リクジョっ子大会が行われ、大宜味小学校のグラウンドで村内児童生徒226名が参加し、大変天気にも恵まれ盛大に開催されました。大会はあらゆるスポーツの原点である陸上競技を通して、村内児童生徒の体力増進を図り、これからの陸上シーズンに備え、走る、飛ぶ、投げるの技術を身につけさせることを目的としております。また日ごろから陸上競技に頑張っている児童生徒を激励する有意義な大会となっています。大会新記録や好記録も続出し、年々レベルも向上しています。これまで県児童オリンピックでは、優勝者や2位、3位入賞者も出し、数を重ねるリクジョっ子大会は大きな成果を上げております。

なお、その他につきましては、資料を添付してございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。

次、8月に入りまして、8月12日、13日は大宜味村の夏まつりでございまして、8月6日、7日に予定していた夏まつりですが、台風のため延期になり、12日、13日の金曜日と土曜日の異例といえますか、の開催となりました。それも旧盆のウークイを考慮しての日程調整によるものであります。夏まつりは村内外から多くの人手で賑わいました。恒例の保育所の太鼓や踊り、若者による熱気あふれるライブ、老人会、婦人会による芸能ステージやのど自慢と塩屋漁港広場の会場は大いに盛り上がりました。ステージのほかにも恒例のヒージャー争奪綱引き大会、塩屋湾外海いっばいの大花火、まつりの企画・運営にかかわった青年団によるエイサー等、盛りだくさんのプログラムでまつりは賑わいを見せて大成功で終わりました。特に初めて行われましたハーリー大会は素朴な伝統的催しで、賑やかな応援合戦で熱気があふれていました。また大宜味村の特産物を題材とした青年会の琉神シオヤーは、会場から大喝采の好評をいただきました。次代を担う若者の積極的な活動に村民に大きな希望を与えるまつりとなりました。

また先ほど、8月19日から9月2日までの19日間の日程で、南米の県人会創立記念事業等に参加してまいりましたが、南米3カ国の沖縄県人会がそれぞれ節目の年を迎え、沖縄県町村会並びに沖縄県町村会議議長会においては世界に誇れるウチナーンチュとして現地でたくましく生き抜き、幾多の苦難を乗り越え現在の地位を築き上げられた皆様に敬意を表し、同記念事業への出席並びに県人会や町村会の皆様方と旧交を温め、あわせて今年10月の世界のウチナーンチュ大会での再会を誓おうと、南米視察訪問団が実施され参加いたしました。これを沖縄県人会創立は、ペルーが100周年、アルゼンチンが60周年、ブラジルが85周年でございまして、その中で村人会の多くの皆様に出会うことができ、皆さんも母村を

懐かしみながらお互いに旧交を温め交流を深めてまいりました。多くの村出身の皆さん方も元気で頑張っておられたことを報告をいたします。後日、また報告したいと思いますが、以上で報告にかえさせていただきます。

そして次のページにございますが、平成23年度の入札結果についての報告がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 同意第2号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住所 大宜味村字上原33番地

氏名 友寄景善

昭和30年2月15日生

平成23年9月14日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、御参照いただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋655番地

氏名 島田哲夫

昭和24年5月12日生

平成23年9月14日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第28号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第28号 大宜味村暴力団排除条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第28号 大宜味村暴力団排除条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

社会一体となった暴力団排除活動を推進するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋一道） 議案第28号 大宜味村暴力団排除条例について説明申し上げます。

本条例の目的は、村民生活に不当な影響を及ぼす暴力団員による不当な行為から村民の安心、安全な生活を確保するため、国、県、村及び村民、事業者が一丸となって暴力団排除活動を推進するため、村及び村民等の責務を明らかにし、暴力団のない美ら島を実現しようとするものです。

警察対暴力団ということではなく、社会一体となった暴力団排除をする必要があり、提案しております。

暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れないという基本理念のもと、村、村民及び事業者の責務と広報及び啓発、青少年に対する教育等を記しています。

附則では、施行期日を沖縄県内全町村が足並みを揃え、平成23年10月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第29号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年9月14日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方自治法第244条の2第1項に基づきこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 議案第29号について説明します。

当施設については、診療所より処方された薬をより近い場所で受け取れるよう、村民の利便性と保健、福祉の向上と将来においても安定した診療と薬の提供を目的として提案しています。

大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例

（趣旨）第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

（設置）第2条、村民の健康保持に必要な診療を補完し福祉の向上を推進するため、大宜味村立診療所付帯施設（薬局）（以下「付帯施設」という。）を大宜味村字塩屋1306番地の63に設置する。

（使用）第3条、付帯施設の使用は、薬剤師等に賃貸し使用させることができる。

（使用者の業務）第4条、使用者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）医療品等の販売業務。
- （2）施設の適正な維持管理業務。
- （3）その他村長が必要と認める業務。

（賃貸料）第5条、村長は使用者から賃貸料を徴収することができる。

（委任）第6条、この条例に定めるほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年9月14日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村の公平委員会の事務の委託を行うことについて、沖縄県と協議するには、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を必要とする。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋一道） 議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について説明申し上げます。

県内市町村等における公平委員会の権限に属する事務については、沖縄の復帰に伴う特別措置の規定により、市町村に公平委員会が設置されるまでの間は、沖縄県人事委員会において処理するものとされてきました。復帰後39年が経過し、沖縄県は当該特別措置を継続する必要性は乏しく、平成24年5月15日に終了することにしております。

今後の対応として県内の那覇市を除く全市町村及び全組合が県人事委員会への事務委託を希望しており、平成23年3月に事前協議を済ませているところであります。事務委託の手續としては、各市町村長と知事の協議により、委託に係る規約を定めることにより事務の委託を行うことができます。長の協議については、あらかじめ議会の議決を経る必要があり、提案しております。

附則では、施行期日を平成24年4月1日としております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 提案の前に、きょう差しかえがあったということでございまして、大変申しわけございませんでした。おわびいたします。

それでは議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について 過疎地域自立促進法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を次のとおり変更する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

平成22年第10回の大宜味村議会臨時会議案第37号の議決を経て策定した大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）に特産品加工施設備品購入及び集落排水事業を追加し、過疎対策を総合的かつ計画的に行うため本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

(島袋幸俊企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(島袋幸俊) では議案第31号の概略について説明します。

過疎自立促進法第6条第7項の規定により、大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)を変更するものです。

過疎自立促進計画書の10ページになっているんですが、産業の振興、(4)地場産業の振興に平成22年度から平成27年度の計画を追加しています。事業名として、地場産業の振興。事業内容として、特産品加工設備品購入。事業主体が大宜味村となっております。

次に過疎自立計画書では17ページになりますが、生活環境の整備、(2)下水処理、イ その対策の後に「又、集落排水については、地方改善施設整備事業の導入を行い、整備していく。」を追加しています。そしてウの事業内容として、集落排水路整備事業を追加した形で変更をしております。

説明資料として、新旧対照表をつけておりますので、参照していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第11 議案第32号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第32号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条の規定により、北部広域市町村圏事務組合理約を別紙のとおり変更する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

名護市宇茂佐地区の住所表示変更の実施に伴い、北部広域市町村圏事務組合理約第4条の事務所の位置について変更する必要があり、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

(島袋幸俊企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(島袋幸俊) 議案第32号について説明します。

提案理由にありますとおり、北部広域市町村圏事務組合事務所のあります地域が住所表示変更に伴って規約変更するものです。

第4条中「名護市宇茂佐」を「名護市宇茂佐の森」に改めております。

附則でこの規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行するとしています。

なお、新地番号実施期日は、平成23年7月9日施行となっております。

説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第12 議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

平成23年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,418万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,344万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算の概要を私のほうから御説明したいと思います。

主な款で御説明したいと思います。まず補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の概要でございますが、9款地方交付税6,448万4,000円の増がございます。これは地方交付税の確定による4,448万4,000円で、特別交付税の見込額が2,000万円の増加が入っております。

それから13款国庫支出金274万円の増でございます。主に民生費の国庫負担金270万円の増となっております。

14款県支出金863万1,000円の減でございますが、これは主に農林水産費補助金1,005万円の減となっております。逆に民生費負担金135万円の増加がございます。

15款財産収入1,724万1,000円の増となっておりますが、財産売払収入1,724万1,000円の増となっております。

それから17款繰入金1,459万5,000円の増となっておりますが、これは財産形成基金繰入金1,459万5,000円の増となっております。

それから18款繰越金6,602万7,000円の増となっておりますが、決算に伴っての前年度繰り越しの増となっております。

それから19款諸収入210万円の減でございますけれども、これは水源基金助成金210万円の減となっております。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の主な概要を御説明したいと思います。補正予算書の3ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費1,909万1,000円の増でございますが、主に総務管理費において、一般管理費の備品購入費178万5,000円、財産管理費の修繕費149万3,000円、企画費の基本設計等業務委託料1,459万5,000円の増

となっております。

3 款民生費220万円の減でございます。これは社会福祉費において、主に社会福祉総務費の障害福祉計画策定委託料240万8,000円、それから介護保険の負担金、補助金及び交付金819万6,000円、それから支援費の障害福祉サービス費540万円、それぞれの増となっております。それから国民健康保険費の繰出金2,000万円が減となっております。児童福祉費において、児童福祉総務費の次世代育成支援行動計画委託料が99万8,000円の増となっております。

それから4 款衛生費143万8,000円の増となっておりますが、主に環境衛生費の修繕費83万8,000円の増となっております。

それから6 款農林水産費204万9,000円の減でございますが、これは農業費において農業委員会の賃金153万9,000円、農業振興費の農村基本計画策定業務委託料256万円のそれぞれの増となっております。また水産業において、漁業建設費の委託673万円の増となっておりますが、工事請負費の2,074万4,000円は減となっております。

8 款土木費185万9,000円の増でございますが、主に道路維持費において、道路維持費の修繕費181万円の増となっております。

次に予算書の4 ページをお開きいただきたいと思っております。

11 款災害復旧費2,019万3,000円の増でございますが、これは台風9号によるもので、農林水産施設災害復旧費1,112万3,000円、土木施設災害復旧費907万円のそれぞれの増となっております。

それから13 款諸支出金6,025万5,000円の増となっておりますが、これは財政調整基金に4,301万4,000円の増、それから財産形成基金に1,724万1,000円の増となっております。

そして14 款予備費に5,449万5,000円の増額を計上しております。

以上でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,887万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,418万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

歳入の主な概要でございますが、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

5 款療養給付費交付金1,801万1,000円の増額がございます。

それから11款繰入金2,000万円の減額がございます。これは一般会計繰入金の減額となっております。

それから12款繰越金5,086万6,000円の増額でございますが、これは平成22年度の決算書によるものでございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の概要といたしまして、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

2 款保険給付費1,801万1,000円の増額でございます。これは退職被保険者等の療養費1,301万1,000円、それから退職被保険者等高額医療費の500万円の増額となっております。

それから3 款後期高齢者支援金等502万2,000円の増額となっております。

それから12款予備費に2,573万5,000円の増額を計上しております。

以上で説明を終わりますけれども、詳細につきましては、担当課長から委員会で説明させたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,764万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の

概要を御説明したいと思います。

歳入の概要でございますが、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰越金として598万円の増額となっております。

続きまして歳出の概要でございますが、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1款簡易水道総務費22万円増額してございます。

残余につきましては、予備費に576万円の増額をしてございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）平成23年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,065万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

まず歳入でございますが、4款繰越金97万円の増額がございました。

これにつきましては、歳出で予備費に97万円の増額計上をしてございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
平成23年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,766万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- 副村長(宮城重徳) 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を御説明したいと思えます。

歳入でございますけれども、5款繰越金33万7,000円の増額がございました。

これにつきましては、歳出の4款予備費で33万7,000円の増額計上をしております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思えますのでよろしく願いします。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第17 認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- 副村長(宮城重徳) それでは認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について概要を御説明したいと思えます。

なお、お手元のほうの議案説明書の中に、37ページ以降に読み上げ資料を準備しておりますので、

それを読み上げて説明にかえたいと思います。

まず37ページの読み上げ資料に目を通していただきたいと思います。

平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

それでは認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

平成23年8月12日に、大宜味村会計管理者から村長あてに平成22年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成23年9月5日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調査審査意見書の提出がありましたので、今議会に平成22年度の決算認定をお願いするところでございます。

よろしく申し上げます。

それでは内容の概略を御説明したいと思いますが、なお、この認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は、決算書の6ページから22ページに記載してございます。

それから歳出の内容は、23ページから65ページに記載してございます。

その他、参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を66ページに掲載しております。

財産に関する調書を67ページから86ページに掲載しております。

そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果表を添付しておりますので、ひとつよろしく御願いたいと思います。

まず、決算書の66ページをお開きいただきたいと思います。

66ページに実質収支に関する調書を載せてございます。この中で歳入総額33億5,818万9,437円、歳出総額31億8,689万5,924円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として526万6,000円がありまして、実質収支額は1億6,602万7,531円となっております。

それでは再び、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

1款村税ですが、調定額2億849万3,187円に対しまして、収入済額1億8,553万4,872円となり、収納率で対前年度1.5%増の89.0%となっております。なお、収入全体に対する割合は5.5%を占めております。不納欠損額については214万8,464円となっております。

2款地方譲与税ですが、調定額2,762万3,019円に対しまして、収入済額も同額となっております。

6款地方消費税交付金ですが、調定額2,390万5,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は、村財政の主要な財源となっております。調定額が15億480万1,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は44.8%を占めております。

決算書の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,402万1,882円に対しまして、収入済額1,376万7,182円となり、収納率98.2%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額4,820万1,267円に対しまして、収入済額3,772万5,825円となり、収納率で対前年度3.8%の78.3%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額7億217万6,812円に対しまして、収入済額6億9,138万700円となり、収入全体に占める割合は20.6%となっております。なお、5,804万5,000円は翌年度へ繰り越しております。

14款県支出金ですが、調定額1億2,042万5,217円に対しまして、収入済額は1億2,001万4,080円となり、収入全体に占める割合は3.6%となっております。

15款財産収入ですが、調定額5,883万7,760円に対しまして、収入済額1,161万8,593円となり、収納率19.7%となっております。

17款繰入金ですが、調定額9,767万3,987円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は2.9%となっております。

18款繰越金ですが、調定額9,767万3,987円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額2億7,495万4,514円に対しまして、収入済額1億8,122万6,062円となり、収納率で対前年度18.1%増の65.9%となっております。

決算書の3ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額3億6,834万9,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額35億4,403万2,762円に対しまして、収入済額33億5,818万9,437円となり、収納率で対前年度12.3%増の94.8%となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

1款議会費ですが、予算現額5,482万円に対しまして、支出済額5,329万1,763円となっており、執行率97.2%となっております。

2款総務費ですが、予算現額4億3,208万3,000円に対しまして、支出済額4億1,521万1,904円となっており、地域ブロードバンド再構築事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率は96.1%となっております。

3款民生費ですが、予算現額5億3,041万5,000円に対しまして、支出済額5億2,686万4,848円となっており、執行率が99.3%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額5億751万1,000円に対しまして、支出済額4億6,556万5,847円となっており、診療所付帯施設整備事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率が91.7%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額1億5,721万2,000円に対しまして、支出済額1億4,856万4,129円となっており、執行率94.5%となっております。

7款商工費ですが、予算現額3,682万5,000円に対しまして、支出済額3,515万4,471円となっており、執行率が95.5%となっております。

8款土木費ですが、予算現額7億6,627万円に対しまして、支出済額7億4,051万3,553円となっており、村営住宅修繕事業の繰越事業がありまして、執行率96.6%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億2,073万4,000円に対しまして、支出済額1億2,073万3,000円となっており、執行率100%となっております。

10款教育費ですが、予算現額2億6,433万7,000円に対しまして、支出済額2億5,756万8,439円となっており、執行率97.4%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額1,460万8,000円に対しまして、支出済額1,389万1,377円となっており、執行率95.1%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億7,663万6,000円に対しまして、支出済額2億7,547万6,593円となり、執行率99.7%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額1億3,406万1,000円に対しまして、支出済額1億3,406万円となっており、執行率が100%となっております。

歳出予算現額の総額33億8,895万9,000円に対しまして、支出済額の総額31億8,689万5,924円となり、全体の執行率は94%となっております。なお、6,331万1,000円につきましては翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案説明書の42ページに読み上げ資料をつけてございますので、それを読み上げて説明にかえたいと思います。

認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明したいと思います。

決算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億2,091万7,053円、歳出総額5億5,581万1,640円、歳入歳出差引額651万5,413円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りください。

1款国民健康保険税ですが、調定額9,595万4,800円に対しまして、収入済額6,613万2,500円となり、

収納率68.9%で、収入全体に占める割合は10.6%となっております。なお、228万2,300円を不納欠損としております。

4 款国庫支出金ですが、調定額 2 億3,359万1,918円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は37.6%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額2,113万2,192円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は3.4%となっております。

6 款前期高齢者交付金ですが、調定額5,433万8,521円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.7%となっております。

7 款県支出金ですが、調定額3,364万9,371円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は5.4%となっております。

9 款共同事業交付金ですが、調定額 1 億426万3,940円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は22.9%となっております。

11 款繰入金ですが、調定額8,684万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は13.9%となっております。

決算書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額540万9,000円に対しまして、支出済額489万5,954円となり、執行率は90.5%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額 3 億7,938万4,000円に対しまして、支出済額 3 億4,816万6,511円となり、執行率は読み上げ資料では「91.7%」となっておりますが、「91.8%」と訂正したいと思います。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額5,766万2,000円に対しまして、支出済額5,765万2,329円となっております。

5 款老人保健拠出金ですが、予算現額82万8,000円に対しまして、支出済額82万5,030円となっております。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,757万円に対しまして、支出済額3,756万9,684円となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、予算現額9,973万9,000円に対しまして、支出済額9,973万5,421となっております。

決算書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算現額の総額 6 億654万7,000円に対しまして、支出済額の総額 5 億5,581万1,640円となり、全体の執行率は91.6%となっております。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第19 認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村老人保健特別
会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- 副村長(宮城重徳) それでは認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認
定について、概要を御説明したいと思ひます。

決算書の7ページをお開きいただきたいと思ひます。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2,624万3,987円で、歳出総額2,624万3,987円、歳入歳出差引
額はゼロとなっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思ひます。

歳入の概要を御説明したいと思ひますが、5款繰越金ですが、調定額2,623万7,662円に対しまして、
収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出の概要を御説明いたします。

2款諸支出金ですが、予算現額2,625万円に対しまして、支出済額2,624万3,987円となり、執行率は
100%となっております。

歳出予算現額の総額、資料のほうの数字をちょっと訂正したいと思ひますが、資料のほうで総額
「2,624万3,987円」と計上されておりますが、この数字を「2,625万7,000円」に訂正していただき
たいと思ひます。2,625万7,000円に対しまして、支出済額の総額2,624万3,987円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますのでよろしくお願ひ
します。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第20 認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明したいと思います。

議案説明書の45ページに読み上げ資料をつけてございますので、御参照を願いたいと思います。

まず決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億676万2,999円、歳出総額2億9,978万2,729円、歳入歳出差引額698万270円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として1,450万円、実質収支額はマイナス751万9,730円となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要を御説明いたします。

1款使用料及び手数料ですが、調定額6,287万8,212円に対しまして、収入済額6,191万1,974円となり、収納率は98.5%となっております。なお、収入全体に占める割合は20.2%となっております。

2款国庫支出金ですが、調定額8,600万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は28.0%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1億260万1,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は33.4%となっております。

5款繰越金ですが、調定額824万5,561円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は2.7%となっております。

6款諸収入ですが、調定額500万4,464円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は1.6%となっております。

7款村債ですが、調定額4,300万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は14.0%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

1款簡易水道総務費ですが、予算現額1億552万3,000円に対しまして、支出済額8,922万1,514円となり、委託料及び工事請負費に繰り越しがありまして、執行率は84.6%となっております。

2款簡易水道事業費ですが、予算現額1億2,901万円に対して、支出済額1億2,901万円となり、執行率は100%となっております。

3款公債費ですが、予算現額8,281万5,000円に対しまして、支出済額8,156万1,215円となり、執行率は98.5%となっております。

歳出予算現額の総額3億1,991万円に対しまして、支出済額の総額2億9,978万2,729円となり、全体の執行率は93.7%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願い致します。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第21 認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての概要を御説明したいと思います。

議案説明書の47ページに読み上げ資料をつけてございますので、御参照いただきたいと思います。

まず決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2,210万7,830円、歳出総額2,113万6,642円、歳入歳出差引額97万1,188円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額4万7,904円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.2%となっております。なお、下水道が平成23年2月1日付供用開始であり、2カ月分の使用料となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額352万4,220円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は15.9%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額430万8,000円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は19.5%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額92万6,778円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は4.2%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額928円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.1%未満となっております。

6 款村債ですが、調定額1,330万円に対しまして、収入額も同額となっており、収入全体に占める割合は60.2%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款公共下水道事業総務費ですが、予算現額272万2,000円に対しまして、支出済額236万8,480円となり、執行率は87.0%となっております。

2 款公共下水道事業費ですが、予算現額1,705万4,000円に対しまして、支出済額1,705万233円となり、執行率100%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額196万円に対しまして、支出済額171万7,921円となり、執行率は87.6%となっております。

歳出予算現額の総額2,211万4,000円に対しまして、支出済額の総額2,113万6,642円となり、執行率95.6%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第22 認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての概要を御説明したいと思います。

なお、議案説明書の49ページに読み上げ資料を載せてございますので、御参照願いたいと思います。

まず、決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,732万8,544円、歳出総額3,698万9,601円、歳入歳出差引額33万8,943円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,716万266円に対しまして、収入済額は1,710万2,572円となり、収入全体に占める割合は45.8%となっております。

4 款繰入金ですが、調定額2,012万5,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明したいと思います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,687万7,000円に対しまして、支出済額3,676万9,004円となり、執行率は99.7%となっております。

歳出予算現額の総額3,757万1,000円に対しまして、支出済額の総額3,698万9,601円となり、全体の執行率は、読み上げ資料では「98.4%」となっておりますが、「98.5%」と訂正したいと思います。執行率は98.5%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第23 報告第4号 平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第4号 平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告を別紙のとおり報告します。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、平成22年度の事業報告及び決算報告書の別冊を添えてございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告の説明を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第24 報告第5号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは報告第5号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率について

平成22年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下のほうに表がございますし、また次のページには平成22年度財政健全化審査意見書を添えてございますので、お目通しいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

- 議長（金城 勇） これで報告を終わります。
-

◎報告第6号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第25 報告第6号 平成22年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第6号 平成22年度決算に基づく資金不足比率について

平成22年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成23年9月14日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下の表とそれから平成22年度経営健全化審査意見書を添えてございますので、お目通しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前11時36分）

平成23年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成23年9月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年9月15日 午前10時00分)

散 会 (平成23年9月15日 午前11時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

小学校の統廃合について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） 小学校の統廃合について質問していきたいと思います。

私は、去る平成20年9月の定例会でも質問をしてきましたが、去る6月の地域教育懇談会の中で大宜味村立学校の望ましいあり方、検討委員会の報告が9項目ありましたが、その内容と今後の方針についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、統廃合及び複式学級によるメリット・デメリットについて検討されるということですが、その辺についてお願いします。

2番目に、学校の望ましいあり方について、委員の共通理解を図るためとはとあったんですが、これはどういうふうな共通理解なのかをお願いしたいと思います。

3番目に、複式学級を解消するために統廃合することが望ましいとあるが、今後、統廃合を考えているのか。その辺をお願いしたいと思います。

- 議長（金城 勇） 教育長。

- 教育長（平良 宏） 大城佐一議員の質問に対し、お答えしてまいります。

1番目の統廃合及び複式学級によるメリット・デメリットについて説明させていただきます。まず統廃合によるメリットですが、統合に伴い、教職員の増加による校務分掌が充実します。といたしますのは、複式が解消されるわけですから、一学年一教諭がクラスに配置され、6学級あると加配がございます。そういうことで校務分掌が充実し、学校経営の健全性が確保されます。2つ目に複式学校が解消されますと単式学級における充実した授業の確保により教育指導を効果的、効率的に進めることが可能となり、できます。3つ目ですが、集団における社会性が身につく練り合い教育が可能となるということがメリットの面では大きく挙げられております。そして統廃合によるデメリットですが、学校が地域から離れることによりまして、地域との交流、支援、連帯等が弱くなることが懸念されます。4つの小学校、地域の文化の伝統として、長い歴史の中で支援等を受けながら子供たちがそれぞれの家庭、教育課程の中で育ってきております。そういったことがちょっと弱くなるんじゃないかということを申し上げております。それから遠距離になる児童が多くなる。そのことによって児童の通学に多少の支障が見込まれるということです。

そして次に複式学級によるメリットについてお答えしますが、少人数学級によるメリットは考えられ

ますが、複式学級によるメリットは基本的には考えられないんじゃないかと思っております。次に複式学級のデメリットについてですが、2学年同時進行の授業となるため、議員御承知のとおり1学級2学年ですから、前の黒板と後ろの黒板を使ってやらなければいけません。そういうことで充実した学習が得られなくなります。さまざまな障害や損失が発生し、教育の機会均等が保障されなくなると。それから集団の中で教育すべきことが困難になるというふうにとらえております。

2番目の御質問ですが、学校の望ましいあり方について、委員の共通理解を図るためとはということなんですが、大変申しわけありません。余り意味がわからなくて、私のとらえとしましては、検討委員8名が大宜味村の学校の望ましいあり方について相互に理解を図りながら検討委員会の会議を進めていってもらったということをお願いいたします。

それから3番目の質問の今後、統廃合を考えるかについてお答えさせていただきますが、3年前から地域教育懇談会を各校区で行ってまいりました。そして2年前からはその地域の声を反映させるためにさっき申し上げました学校の望ましいあり方検討委員会を立ち上げて、委員8名で過去2カ年にわたって調査研究をお願いいたしました。その結果が平成23年6月7日に報告を受けまして、教育委員会としましては、7月に行われました第9回教育委員会の中で検討委員会から報告が出ている以上は早目に教育委員会の方針を出すべきであるということで、7月の第9回教育委員会の中で話し合いをし、今月、議会が終わった後になるかと思うんですが、予定しております、そのときに教育委員会の基本的な考え方を策定していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま教育長のほうからいろんな統廃合とか、複式学級に対するメリット、デメリットを出してもらったんですが、いろいろ統廃合する地域で、これはうるま市の例を挙げますと、新聞で投書がありましたんですが、やっぱり子供たちの意見としても複式学級は先生が向き合ってくれて勉強に集中ができると。家族の希望で大規模校へ転校したが、本人の希望で1年後、島に戻った。生徒のペースに合わせた学習環境が本当の子供のためになると思うんですが、いろいろ県内の統廃合のところを見てみると、いろんなことが書かれていますけれども、それはこういった適正規模校としての役割と、小規模校の役割と、こうしたらだめとか、適正規模校だったら順調にいくとかいろいろ書かれているんですが、本当にこういった、この前宮古の検討委員会でも地域住民が、本当に複式が適正規模校に比べて劣るというデータはないと、適応性や協調性も、地域住民とのかかわりが濃密な小規模校のほうが育つという意見も出されております。そういった中で今、この内容を見ると何か複式にはマイナスになるという考え方もあるんですが、本当にその辺の適正規模と複式の比較されるデータもそろえてあるのか、その辺をひとつお聞きしたいんですが。

そして2番目の委員の共通理解を図るためとはということで、この報告の資料から見て、私がぴんときたのは統廃合に対しての共通理解なのかとすぐ頭によぎってきました。だから共通理解をこういうふうにとられると、文章の書き方もあると思うんですが、やっぱり望ましいあり方についての委員の共通理解というのは、できたものに対して理解させるのか、そしてやっぱりこの検討委員会があるから、委員おのおのの本当に思ったことを素直に言ってもらって、それを本当に大宜味村にとって望ましい学校なのか。ということをつくり上げていくのがこの検討委員会の目的じゃないかと思っております。この1点です。

あと複式の解消ですね、統廃合が望ましいとあるんですが、そこはこの報告の中で委員が名護市久志

の小学校の統廃合について、名護市のプロジェクトチームとの意見交換をし、本村の統廃合を考えるための参考資料にしたとありますが、そこで前回質問したときに、こういう久志の統廃合について質問したときに、内容は省略しますが、教育長の返答でやっぱりこういうふうに言われておりますので、統合の問題についてはほかの市町村がどうであれ、大宜味村は大宜味方式でとっております。なぜこういうほかのことは気にしないかというと、名護市久志地区の統廃合の意見を導入したのか、この辺の内容もお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） たくさんの質問がありましたので、忘れていけませんから1つずつやります。

複式の問題で先ほども説明しましたが、3カ年間で地域の教育懇談会の中で先生方の意見、父母の意見等々、いろいろお聞かせ願いました。これまでもそうなんです、2つに分かれます。学校現場の先生方はやっぱり複式というのは大変です。それから子を持つ親からすると自分の子供たちが適正規模の児童生徒に比べて、児童に比べて先生から教わる時間が少ない、非常に不利であると。さっき言いました教育機会均等になっていないという声等はこの3カ年間で多く寄せられました。複式のよさも向き合う時間が、教育というのは非常に難しい問題で、すべてがこれでよしということにはならないかと思うわけです。それなりのどんな悪条件下でもそのよさはやる気によっては先生と子供たち、その学校とか地域とかで見出せるかと思うんですが、全体的に見たときにもっともっと子供たちが主役になれる学校ということを考えるならば、やっぱり機会均等、子供たちがその同学年と一緒にあって練り合っていく教育の大切さが求められているんじゃないかと思っております。そういうことでさっき答弁しましたように単式ではたくさんのメリットがある。複式にはデメリットが多いという判断をいたしましたわけでございます。

それから久志地区の学校統合について、参考になぜしたのかということなんですが、もちろん大宜味村方式をとるにしても他地域がどういうふうな経緯でこの統合までに至ったのかということも勉強しても何ら問題はないかと思えます。要するに久志はこうしたから、大宜味は久志のやり方についてこの委員または学校教育視察というのはあったんですが、その中でより多くの方が、じゃあ大宜味はどうあるべきかということも参考にさせてもらったということであって、向こうのやり方をすべて踏襲しようという考え方はございません。話脱線して申しわけないんですが、実は7月に西会津町との交流事業がありました。西会津町では1年かけて、小学校が来年4月から統合されるそうです。このスピード感に非常に敬意を表したんですが、大宜味村で別に西会津町方式をとるわけではなくて、3カ年かけて、しかも学校の望ましいあり方検討委員会で委員8名、その8名が元校長、学校現場の先生、父母代表、それから元役場職員、大所高所から、それぞれの校区から2名ずつ出させていただいて、8名で2カ年にわたっていろいろ検討してもらったわけです。それは最初に統合ありきということではなかったんです。望ましい学校あり方の検討委員会、その中では幼稚園教育をどうするか、保育所との一体化をどう進めるか、中学校をどうするか、そこまでは及ばなかったんですが、そういったこと等も教育長の諮問としては大宜味村が今後人材をもって資源となす大宜味村の教育理念があるわけですが、今現在の子供たちの、学校というのは子供たちのためにある施設ですので、それが充実するために、今声が上がっていますので皆さん方も一緒になって検討をお願いしたいということでやってきた経緯がございます。以上でよろしいでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) いろいろ教育長のほうからありましたが、1番目に、不利なものも、このデメリットをメリットに変える、発想の転換でもって悪いところをいい方向に変えるようなことができないのか、その辺、この検討委員会の中でも何か大宜味村で望ましいあり方ということでありますので、大宜味村にとって本当に、これはわずかな生徒であるが、それをちょっと転換していい方向にできるのか。生徒とまた背中を向けてとかという教育長の話もありましたが、それはそれでまた、これもまたいい方向に考えると、子供たちにとってもほかを教えているときに、自分は自分で考えながら自力学習というのもできるわけですね。そういったことを身につけることもできるし、その辺をひとつ検討してもらいたいと思います。あとこの統廃合について一番聞きたいのは、例えば一括統合するのか、4校すぐまとめて1校にするのか、あるいは部分統合ですね。例えば喜如嘉、大宜味を1つ、塩屋、津波を1つと、こういうふうなやり方をやっていくのか、その辺は考えてあれば返事をもらいたいと思うんですけども、あと今から質問するのは村長に対して…、すみません、教育長に対してあと1点、今の1点ともう1点は、こういう文章があるんですが、これはこういった通達が文科省からあったのか確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

財務省が財政難から文科省に対してこの市町村教育委員会に学校の統廃合を後押しするねらいがあるということで、これはインターネットから探したんですが、あるということであります。財務省の調査では2005年に527校から221校に統廃合された結果、年間170億円の財政削減につながったと。こういう結果から国の財政事情が悪化する中で、文科省も何らかの手を打たなければならない立場に追い込まれたと。そういうことで財務省からの財政削減の圧力と、校舎の耐震化による児童生徒の安全確保という2つの理由から文科省は市町村の学校統廃合を後押しするということに迫られているという、こういう文章があるんですが、そういうことがあったのかなかったのかひとつお願いします。

あと最後に、財政的な問題が、これは村長に返答をお願いしたいと思いますが…。

○ 議長(金城 勇) 大城議員、すみません。教育委員会の分を終えてから村長のほうに移りましょうね。いいですか。

教育長。

○ 教育長(平良 宏) デメリットをメリットに変えていく方法、頑張ってもらいたいということですが、学校現場では今いろんなことに取り組んで、先生方も2学年の教科を学習しながら最善を尽くしているところであります。そういった一生懸命やる中からこの複式というのは何とか検討してもらえないかということをございまして頑張っていることを御理解いただきたいと思います。

それから部分統合なのか、どこに統合するのかということなんですが、これから統合スピード化、統合は絶対必要なんだという教育委員会の決議が出ましたら、後は教育委員会から村長に対して設備の要請をしなればいけませんけれども、小学校だけ統合してもいいとは思っておりません。これは教育長平良 宏の考えですが、大宜味村の教育、人材をもって資源となす教育立村を標榜するならば、幼稚園教育、保育所教育、一体化した教育ですね。それから小学校、中学校。中学校ももう三十数年過ぎて老朽化しています。土地があるわけですから、そこに中学も小学校も幼稚園も保育所も、村民体育館、村民図書館、村民文化公会堂とかすべての施設を具備して、村民が一体となって考えられる教育施設をつくってもらいたいと思っています。もしここは環境がいいから、敷地が広いから、経費的にここに持っていったほうがよりスピード化されるけれどもなということがありました場合に、ほかの校区の地域の皆さん方が恐らく反発するでしょう。となると、綱引き合戦が始まって実現が遠のきます。そういうこ

とじゃなく新しい場所に村の教育施設をすべて整った、村民がすべてサポートできるような教育施設を私は望んでいます。もちろん給食センターも一緒になってですね、そういうことを私案として学校のあり方検討委員会でも述べてきましたし、教育委員会の会議の中でもそういったことをお話をしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（友寄景善） 統廃合について、財務省からそういう通知があったのかということなんですが、確かに全国的に統廃合は進んでおります。しかし財務省、文科省から大宜味村教育委員会に対してそのような文書等は现阶段で確認できておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） いろいろ質問をしてきたんですが、前回は統廃合するためには子供の視点に立って物事を考えていくようなことも言ったんですが、ただどんなに子供が少なくなっても学校を用意するということは義務教育における、これは地方自治体の責務であると思いますので、大事なのは大人の事情じゃなくて、子供の教育のためにぜひ望ましいあり方の検討委員会がいろんな知恵を出し合っていくことを望んで教育委員会に対してはこれで終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで大城佐一議員の教育委員会に対する質問は終わります。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 執行部に、前回の質問でも村長は今財政上どうなのかということについては検討されていませんということでありましたので、今後、この統廃合について、財政上、悪くなればこの統廃合も考えているのか、その辺、一言でいいですから、それをもって終わりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えいたしますが、財政上ということでございますけれども、我々が考えるのは、教育委員会がそのあり方検討委員会を中心に答申を受けて教育委員会でこれから方針化をしていこうという、その具体的な内容がどういう方向に行くのかということも見きわめながら、しっかり教育委員会と連携をしながら、真に子供のためになる環境、人材をもって資源となすという基礎活動ができるようなそういう環境をつくっていく必要があるならば、そこに対応するための財政というのはこれは必要な分やらなければいけないんじゃないかなと思いますが、今どういう方向にいくかということがありますので、財政についての話し合いはまだやったことはございません。その教育委員会の方向に沿いながら検討していきたいと思っております。さっきの財政の面から文科省とか財務省からということがございましたが、そういうことは我々村にもということではございませんので、これからは村としての考え方というものを教育委員会の方針に沿いながらしっかり検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議員

○ 議長（金城 勇） 次に村立幼稚園について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは教育委員会に連続ではありますが、村立幼稚園に関することについてお伺いをしていきたいと思ひます。

教育基本法が改正され、幼稚園児の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであると規定されています。また学校教育法では、幼稚園が学校の始まりであるということが明記されています。これらの法の改正により幼稚園教育要領が改訂され、平成21年度から趣旨を踏まえた確実な教育が実践されるよう方向性が示されている。さらに近年、子供たちを取り巻く教育環境はますます変化し、子供たちの健やかな育ちにさまざまな影響を及ぼしているのは明らかであります。子供みずからがみずからの手で輝かしい未来を紡ぐことができるよう、未来に向かってたくましく生きていく子供たちの育成を願うものであります。

このような折、3月11日の東日本大震災、津波の当日、教員2名が国頭地区幼稚園会役員会出席で留守のため、預かり保育担当1名で23名の幼児を避難させなければならない状況にありました。園長は隣接の大宜味小学校の校長が兼務しておりますが、誘導時に避難指示をする一方、幼稚園へ駆けていき避難を呼びかける対応が行われたようであります。敏速な対応が迫られている今回の津波のような場合、即断力で園児の避難指示が出される管理者、専任園長が園内におることが必要かと考えております。

園児や幼児、児童、双方の命を守ることなどは職責重大であり、かつ幼稚園と小学校とはそれぞれに経営、組織、校区等が異なるわけでありますから、それぞれの管理者配置があつてしかるべきだと思ひます。さらに海岸近くに幼稚園があり、幼い幼児の避難経路を確保し安全な園生活を保障するためには、いざという場合、専任園長が指揮をとることがあるべき姿だと思ひます。

大宜味村立幼稚園管理規則第7条においても、幼稚園の学校教育法(昭和23年法律第26号)第81条に規定する園長及び教諭を置くこととあります。小学校の校長を兼務するの条文はありません。人材をもって資源となすを村是として、教育立村をうたう我が村に唯一の公立幼稚園でありますから、専任園長の配置が必要かと考えておりますが、教育長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

○ 教育長(平良 宏) 平良嗣男議員の幼稚園に関することについて答弁させていただきます。

まずは、幼稚園教育に対しまして建設的な御質問をくださったことに対しまして感謝申し上げます。

沖縄県の幼稚園の現状を少しだけ話させてください。沖縄県の幼稚園は、戦後の米軍統治時代に公立幼稚園が小学校に併置され、義務教育に準ずる教育と位置づけられました。また昭和42年の幼稚園教育振興法の制定により、5歳児の就園を目的としてすべての小学校に併置されております。このような歴史的背景により本県の5歳児の幼稚園就園率は全国平均を25ポイント上回り、現在でも80%台を維持するなど全国一高い状況であります。本土では、幼稚園は私立が充実しております、公立幼稚園は今の数値のようにそれほど充実していないという数値でございます。また沖縄県の幼稚園は、小学校との連携によってしっかりと運営がなされているという評価が出されています。沖縄県では昨年5月に南城市の玉城幼稚園のみが専任園長を置いている現状でありまして、すべての幼稚園は小学校の校長か、または教頭先生が園長を兼任しているという状況でございます。大宜味村も幼稚園の園長は小学校校長が兼任しております。また幼稚園の規模、小学校の規模、その敷地規模等々で専任の幼稚園園長を置くことは非常に望ましいことではあります、厳しいかなと思っております。今現在、国では認定こども園制度を含め、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的一元的なシステムの構築について取

り組まれています制度設計の検討が進められているわけですが、本村においても今後の幼稚園及び保育所のあり方を検討する必要があります。現段階で検討中ですが、国の方針がなかなか定まらない。県としても方針が定まらない段階で難しい状況というか、前に進めない状況でございます。今後、国の動向を踏まえて幼稚園園長の配置について、保育所も乳幼児の教育について検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど教育長から沖縄県に初の専任園長が出たということがございました。私もちょっと調べてきましたけれども、先ほどから教育長からありますように、沖縄の公立幼稚園では、通常併設する小学校の校長が園長を務めるということが慣例で行っているわけでありまして。専任の園長が配置されたのは、先ほどありましたように南城市の玉城幼稚園でございますが、これが県内で初めての専任園長が配置されたということで大変希望が持てるような最初の専任園長が誕生したということでうれしく思っているところでございます。また嘉手納町においては、2012年度以降は専任園長を置くというようなことがされております。そこは今は各幼稚園等も1年ですけれども、2カ年間をもった専任園長を置くというのが嘉手納町の、この間調べた中でございますが、嘉手納町は2012年度以降専任園長を置くということがあります。そのような、これまでの慣例で小学校、近隣の校長が園長を務めていたわけでございますが、そこら辺は今後、先ほど、教育長からあったんですが、大宜味村立幼稚園としても、村内に1つしかない幼稚園でございますので、そこら辺を今後考えていくべきじゃないかと思っております。また3・11、東日本大震災から半年が過ぎたわけでございますが、その中でも地震発生から津波到来までの瞬時の判断が児童生徒の生死を分けているということがあるわけでありまして、やはり先ほどから申し上げているように、現場の園の中に責任者があって、その責任者が指示系統をしていくということがなければいけないんじゃないかと思っております。そこで先ほど教育長も今後考えていけないといけないということでございましたけれども、再度、専任園長の配置を計画、今後早目に、将来的にでもいいんですが、できたら早目に専任園長を置くことができるようなことを、計画がないのかどうか、また行政との財政面もあるでしょうし、そこら辺をお伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時41分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 平良嗣男議員にお答えしますが、まず3・11の時点で大宜味小学校、それから幼稚園は当時、園長、教頭、先生方がすばらしい対応、スピーディーな速やかな対応をとりまして、全員無事山のほうに避難することができたことをまず報告申し上げたいと思いますが、学校では、4小学校、幼稚園も含めて、中学校もそうですが、避難訓練、防災訓練等々を毎年やっているわけです。今後、もっともっと危機意識を持って各学校現場で取り組んでもらうよう教育委員会から強く要望していきたいと思っております。これまでもやってきましたけれども、万が一のために備えて危機管理意識をもっともっと持ってもらうということを取り組んでまいりたいと思います。

それから先ほどもお答えしたんですが、やっぱり今後、幼稚園教育のみならず、大宜味村の乳幼児、保育所児、幼稚園児を村全体でどうすべきなのかという、役所で言えば福祉課、教育委員会とタイアップをしているいろいろな意見を出し合っているべき姿に持っていかなきゃいけないんじゃないかと私は思っております。国の制度を活用しないと財政的な面もいろいろ問題点があるでしょうし、それを言ったら前へ進まないこともあるんですが、もっともっと教育委員会としても、また福祉課とも相談し合いながらこの件について取り組んでまいりたいと思います。また県の動向、国の動向とも照らし合わせながらやらなければいけないかと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで村立幼稚園に関することについての質問を終わります。

次に台風9号の被害状況について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは台風9号の被害状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

8月に発生しました台風9号は、沖縄県内を長時間にわたり強風と降雨が続き、村内の農作物及び生活・産業道路等に多大な被害があったと思っておりますが、3点について村長にお伺いをしていきたいと思っております。

1点目に、台風等における村内の各分野ごとの被害調査はどのように行っているのか、その報告はどのように行っていたのかお伺いしたいと思います。

2点目に、村民の生活に関する被害及び村道など、農業関係等の被害状況はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

3点目に、今回の台風においては、生活及び産業振興道路として利用しております道路の崩壊や結露、沈下等があり、村民が毎日利用している道路としては大変危険で早急に復旧する必要がありますが、復旧には財政的な件もありますので、国の災害復旧事業の認定を受け、補助事業として復旧する考えはあるのかどうか。この3点についてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま台風9号の被害状況についての平良嗣男議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、日ごろから議員の皆さんが村民の生命、身体及び財産の保護のためにその災害対策に御尽力されていることに対してまず感謝を申し上げます。昨今の自然の猛威による災害は多発傾向にあり、また甚大な被害が起こっております。防災活動及び事業の整備は急を要しております。本土における大雨による被害や県内他地域での風水害を対岸の火とせず、常に身近で起きるということを念頭に防災施策を行っていきたく思っております。役場におきましては、台風情報に常に注意をしながら、台風進路による村内への影響をチェックしながら台風接近に対する警戒態勢として総務課、建設環境課の職員を配備して防災情報の収集、連絡等に当たらせております。

それでこの御質問でございますが、1点目の台風等の被害調査と報告については、暴風警報解除に伴い全職員による各担当に関する被害状況の確認を村内全域で早急に把握し、村の総務課及び県の災害担当部署へ第一報を報告し、随時詳細を調査しながら報告を行っております。

次、2点目の台風9号の被害状況については、産業振興課関係では字家畜管理用道路、江洲の集落道、謝名城道路、その他倒木等による通行どめや交通規制箇所が多々ありました。さらに謝名城林道、大兼久林道の土砂崩れがあり、現在、なお通行どめを行っているところであります。農産物の被害につきま

しては、シークワサーが台風2号と今回の台風9号の被害で800トンから1,000トン内外というところまで落ち込んでいると見込んでおります。その他、サトウキビ、葉野菜の壊滅的被害や農業施設の屋根のトタンが吹き飛ばされるなどの被害も確認されております。建設環境課関係では、満潮時の集落排水路への逆流による道路冠水、村道の道路斜面の崩壊11カ所、小型崩落2カ所、地すべり警戒1カ所と、大雨の長期降雨によるまれに見る被害の状況になっております。水道につきましては、断続的な停電による非常用発電のコントロール設備に不備を来し、高台地域への送水ができず断水し、長時間の制限給水や断水で不便をおかけいたしました。大変申しわけございません。道路及び水道施設等については、村道根路銘上原線通行どめを除き復旧を急ぎ、村民生活に影響を少なくするため緊急措置を施しております。

次に3点目の早急な復旧と災害復旧事業につきましてですが、議員御指摘のとおり、村民生活に影響の出ないように一日も早く復旧措置を行う必要があります。まず農林土木災害については、県へ災害復旧事業費申請の準備をしております。災害復旧事業の早期着手を行ってまいります。次に村道については、平成23年9月5日付で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金申請を行っております。最近ですが、9月13日、14日の現地災害査定を経て負担金の交付決定を受け、早急に早期の事業着手を行う準備を進めているところであります。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 村長から状況について報告がありましたが、今、大宜味は台風時において、水道関係については何もなかったんですが、台風後、赤水が出た。その中で水が飲めなかったという状況もございましたが、そこら辺のことは把握しておったのかどうか、後でお願いしたいと思いますが、農道、林道は早急に行ってもらいたいと思っているわけですが、特にこれからはシークワサーが、青切りも始まっております。これからの収穫等がありますので、最低限のことは早目に行っていかなければならないだろうと。農家の所得に関係しますので、そこら辺も調査しながら行ってもらいたいと思います。私も台風時に農道等も回ったわけですが、役場の職員に敬意を表したいと思いますが、このような強い台風の中においても調査等、そして木の折れたところは切って片づけて、最低限に道をあけていくと、そういうようなことも経済課の皆さん方が頑張っている姿を見ました。本当に御苦労さまでございます。しかしながらその後のことについては、やはり金がかかることでございますが、一日も早く災害に遭った場所を復旧させていかなければいけないだろうと思います。特に大宜味喜納線においては、いつ陥没するかわからない。ここは毎日のように、何十台という車が児童生徒を送りながら、農家が生活するために売店へ行って自宅へ戻る、そういう道路を使っているわけですから、そこら辺の道路が大変危ない。そこをどうにか、認定を受けるまででもどうにか対応していかなければならないだろうと思います。皆さん方もその現場を見てわかると思うんですが、今回もし、台風が来て大雨が続くと完全に陥没するんじゃないかと私は見えています。そこら辺を、やはりすぐ対応しなければできない場所はすぐ対応していくと。補助事業が来るまでには間に合わないと思うんです。そこで大きな災害があった場合には逆に村としても困るでしょうし、どうにか村内の危ないところを回って、すぐできる場所は対応していただきたいと希望を申したいと思います。そこら辺について村長の御意見をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの平良議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の台風被害についての調査等、いろいろ御一緒にしていただきまして感謝申し上げたいと思います。私たち建設環境課の部分についてまずお答えしていきたいと思います。水道につきまして、断続的な停電によりまして非常発電の故障に伴いまして断水を発生させております。まずその件につきまして、非常発電の故障に伴いまして、高台地区への送水が不可能となりまして、一時的な処置としまして、高台地区には配水タンクがございますので、タンクの容量を見ながら、まずバイパスとしまして村内各地へ送水しないといけないということで、基本的に通常使っております配管をとめまして、バイパスを通しまして、高台地区をとめまして、国道沿いの送水を一気に流しました。それに伴いまして、200ミリの配管に二十四、五年埋設から経過しておりますが、この本管の内部のさびの付着が結構ございまして、100%の水を急激に送った結果、内部に付着しているさびが呼び込まれまして、一定期間に赤水として発生しまして、村民の皆さんに多大な迷惑をかけましたが、この送水が落ちつくと時間的に四、五時間かかったと思うんですが、その間の赤水がおさまりまして、この赤水についての村民への多大な御迷惑につきましては急激な送水ということで区長あたりにも御説明しまして一応処理をしております。

それから大宜味喜納線につきましてですが、確かに議員おっしゃるように現在部分的な陥没、それと路面のひび割れ数カ所ですね、150メートルぐらいの感覚においてひび割れと、それから排水溝の陥没、舗装どめの隆起ですね、そういった感じで近い部分でいろいろな現象を起こしております、それで私たちとしましても調査ということで県の職員、あとコンサルタント等にも相談しました。その中で地すべりの状況があるのではないかとということでくまなく調査をしておりますが、道路面上部におきましての状況、それからその上なのか下なのか、山全体が動いているのかということで調査しました。しかしながら頭の部分、道路の部分の状況は把握しておりますが、山全体における下なり上なり、ほかの部分での動きというのが現在まだ把握されておられません、調査しておりますが。そういうことで表面的に把握することができませんでしたので、今議会の補正予算におきまして、ボーリング調査の、要するに内部の土質状況を調べるためにボーリング調査の、土砂崩壊ということで予備調査としまして予算を計上しております。そういうことで土砂警戒、地すべりの発生を、影響がある、おそれがあるのかどうかということ地質層から確認して対処していきたいということで本議会に予算を計上しております。さらに現時点での予防としまして、早急に亀裂部分の目詰めとか、そういうことは急いで措置していきたいと思いますので、以上、平良議員の建設環境課における、対する質問ということで終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） それでは平良議員の農林水産関係のものについて私のほうから答弁いたします。

謝名城林道、大兼久林道、この2本の路線については現在通行どめを行っております。災害査定がかなり他府県においても災害があるということで、災害査定の日程が現在、確実な日程がまだ決まっておりません。農道につきましては10月ごろ、林道につきましては12月ごろになるのではないかとということで報告を受けております。それと今期、シークワサー等の収穫時期に当たっているということで、今通行どめを行っている部分に関して、畑まで車両がどうにか行けるような形を考えていきたいというふうに担当のほうとも調整をしながらやっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前 11 時 02 分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 11 分）

◇ 新城 一 智 議員

○ 議長（金城 勇） 次に風力発電施設の設置について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では風力発電施設の設置について質問させていただきます。

前回の6月定例会でも類似の質問はしましたけれども、今回、総務常任委員会に付託されましたけれども、風車病被害を招く村有地貸与に関する陳情が議会に届けられています。その主な要旨としては、風車建設による住民の深刻な健康被害が予想されます。沖縄電力の風力発電事業において、村は村有地を貸与することなく、事業者との事業連携協力関係を解除していただけるよう陳情いたしますという旨の趣旨で、内容としてはやっぱり健康被害に対する不安、もし起きたらどこがどのように責任を持って補償するかという内容となっておりますが、同様に執行部側、当局側にも届いていると思います。その内容について当局の御見解を伺います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の風力発電施設の設置についての御質問にお答えいたしますが、先ほどありましたように、風力発電の設備の設置についてでございますが、平成23年8月25日付で大宜味村議会議長あて提出されている陳情書でございます。それと同様な陳情書は村に届いていると思いますということでございますが、これは村長あてには提出されていません。そういうことでありますが、議長あての陳情書を見せてもらいましたので、それについて要旨を、見解を申し上げたいと思います。

陳情要旨の沖縄電力の風力発電事業において、村は村有地を貸与することなく事業者との事業連携協力関係を解除していただけるよう陳情いたしますとの、先ほど新城一智議員からもありましたが、その件については、化石燃料の消費拡大や大気汚染による地球温暖化や地球環境悪化が増大すると。21世紀は地球温暖化防止の世紀とも言われ、1990年代から地球環境問題に対する意識の高まりは市町村や企業、国民お一人お一人に大きなうねりとなっていると思っております。国際的な取り決めであります、存知の京都議定書や国の法律である地球温暖化対策の推進に関する法律、それから新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法等の法律の施行や国民レベルのチームマイナス6%運動等の具体的な活動や運動にまで発展してきております。このような中で大宜味村では新エネルギー施策を総合的かつ戦略的に推進していくため、その指針となる大宜味村地域新エネルギービジョンを策定いたしました。沖縄電力から申し出がありました根路銘地区での蓄電池を移設した風力発電の設置については、新エネルギービジョンに沿っての事業であり、推進していきたいと進めてきているところであります。これまで住民、村民に対し風力発電の理解あるいは不安、疑問解消のため説明会等も幾らか行ってきました。また個別に担当課等への相談や風力発電についての不安等について、沖縄電力の方へ連絡し回答を得て説明をしてきております。昨日、きのうのことですが、陳情者等と沖縄電力、村の意見交換会というものをきの

う持っておりまして、陳情書で記述されているCO₂削減につながるというようなことは沖縄ではあり得ませんという沖縄電力の説明があり、CO₂は間違いなく削減されていると改めて確認をしているところです。今後、村民の御理解、御協力を得ながら我々としては進めていくと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 一応、その内容について、低周波振動による風車病という、風車病というのはまだ医学的にも明確に病気ということではないということがあるんですけども、しかし近隣にはそういう、現在設置されている風車の周りでそういう症状に悩まされている方々がやっぱりいるということも前回、6月の定例会でも話はしました。我々、議会の委員会としても何らかの結論を見出さないといけないという立場で村の見解を伺ったところです。昨日、陳情、懸念される方々と、沖縄電力また担当課全員、企画観光課全員、私も拝聴させていただきました。その内容も村長は検討されて、また委員会においても村長忙しい中ではありますが、説明されるということでありがたく思っていますが、その委員会の中で詳細に議論しながら、検討しながら議会の総務常任委員会としても結論を出していきたいと思っております。それと前回ちょっと聞き忘れたので、通告にはないんですが、この風車、風力発電施設を設置するに伴ってメリット、デメリットの検証は当然平成18年から、沖電との協力を確認されているわけですから、あると思います。そのメリット、デメリットについて伺って、あとは詳しいことは常任委員会で議論したいと思っておりますので、その辺含めて答弁いただいて終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） まずメリットのほうなんですけど、先ほど村長のほうからもありましたとおり、地球規模のこの環境を守ることから、その一員となれるということで大きなメリットがあると思います。この小さな村であるんですけど、そういうことを行うことによってそれが広がるんじゃないかという大きな希望もあります。村内にすぐ直接のメリットというのは固定資産税とかそういうのもあるんですけど、また環境教育とかあることはあるんですけど、やはり一番大きなものがこのビジョンを策定したときの目的ですね、そのあたりにあるとおり地球環境を守るという大きなメリットがあると考えております。デメリットについては、やはり風車が建つことによって、それに伴ってこれまでも懸念されてきた、また村民から意見のありました、そのあたりがデメリットと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に県から市町村への権限移譲について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 県から市町村への権限移譲についてお伺いをいたします。

この件につきましては、皆さんも御承知のとおりなんですけれども、平成12年施行の地方分権一括法によって、地方自治法に県知事の権限に関する事務の一部を県条例の定めるところにより、市町村が処理することができるという制度が創設されたわけでございます。それを受けまして、県では平成18年3月に沖縄県行財政改革プランにおいて時代のニーズに対応した住民サービスの向上を目指して市町村への権限移譲を一層推進するという指針の策定がなされているところであります。これを受けまして、県から平成20年2月21日に98項目からなる権限移譲事務1,426件が示されておりますが、本村におきましては、墓地埋葬の許可事務と旅券に関する事務が実施されているものと思っております。それによりまして住

民の負担軽減に大いに寄与されているところであります。その他に実施されている権限移譲事務があればお示しをされたいと思います。なお、あわせて今後の権限移譲事務の方針についてもお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 前田 孝議員の県から市町村への権限移譲についての御質問にお答えをいたします。

墓地関係と旅券関係のほかに実施している事務については、新たに生じた土地の告示に関する事務と市町村内の町、字の区域の新設、廃止及び名称の変更に係る告示に関する事務があります。権限移譲した事務の処理件数は墓地、火葬場等の経営の許可が平成22年度中3件、平成23年度から実施しています。一般旅券に関する事務は9月12日現在、23件あります。そのほかの事務については実績は今のところございません。今後の方針についてでございますが、地方分権における村と県の役割分担については、住民に身近なところで行政を担う村がその地域で生活する村民の視点に立って、みずからの判断と責任で地域の政策を決めていくことが求められております。このような中、村民の利便性や共生の効率性の観点から基礎自治体としての村が積極的にその役割を担うことが可能となることから、権限移譲が推進されております。村と県の役割分担のあることについては、今後とも県と協議、あるいは村民の意見を踏まえながら検討していき、地域全体の活性化あるいは住民満足度の向上に向けてそれを取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今後の方針について、具体的にどのような事務かということで上がってくるかと思っただけですけども、それは上がってきておらないです。ほかに2件ほど実施されているようで、計4件が権限移譲されているようでございます。まず村民の利便性の点から幾つか事務の実施について提示をしていきたいと思っております。

まず1点目には、国土利用計画に基づく遊休土地に関する事務ですね。これは農業委員会の所管になるかと思うんですけども、大宜味村では農家がたくさんおられますので、一番肝心なところだと思います。次の件につきましては、また村長も農業委員会ともいろいろ協議をやっていただきたいと思っておりますけれども、農用地域内における開発行為の許可等に関する事務、農地等の移転、権利、移動及び農地転用の許可等に関する事務、この2件は先ほど申し上げましたように農業委員会ですね。協議もやって実施をしていただきたいなと思っております。次は保安林の指定、解除、行為の許可及び届け出等に関する事務。そして生活保護法に基づく保護の開始の決定等に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、そういった点は早急に実施してもらいたいと思うんです。これは村民の一番身近な問題だと思いますので、その村民の利便性の観点から今申し上げました事務についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの御質問にお答えします。

まず村長のほうからお話がありましたように、村民の利便性を最重点にして積極的に権限移譲できる事務については推進していきたいと思っております。これまで、先ほどありました国土法の遊休事務、農用地許可等についても一応の検討はしております。保安林指定許可とか、生活保護決定、児童扶養手当の事務等についても各課に移行ということで調査をしておりますが、人員の配置の課題というのと、

あるいはほかの事務についても専門職員の配置の課題ということがありまして、現在、その権限移譲事務をしておりませんが、先ほどからありますように村民の利便性を優先にするということでもありますので、実施に向けて検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ぜひ努力していただきたいと思えます。確かに事務が移譲されますと職員の負担増等、財政上の問題等、いろいろ言われているのは、私ども同感です、わかっております、それは。ですが、次の観点からやっぱりやらなければならぬだろうと思えます。この権限移譲の対象事務としましては、住民の生活に密接な事務であり、市町村で処理するほうが住民サービスや住民の利便性の向上につながる事務というとらえ方、地域の実情を熟知している市町村で処理するほうが迅速で適切な対応が可能となる事務と、市町村を經由している事務で実質的に市町村において処理の判断がなされている事務、そして関連事務を市町村で処理しており、市町村で処理することにより、事務処理の一元化が図られる事務という、この4つの観点からぜひ住民サービスの向上のために、先ほど総務課長が申し上げておりますけれども、これは1,400余りの事務なんです、その中にやっぱりできるもの、できないもの、当然それはあるのは承知をしています。ですが、今申し上げました4項目の中からやっぱりその事務については取捨選択をして住民サービスの向上につながるよう努力してやっていただきたいと思うわけなんです、最後に村長の方針をお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、村民の利便性あるいは村民の生活向上、そういうことを我々は常に考えて行政をやらなければいけないし、そういう視点からしますと、村民の利便性という身近にいて、身近で処理ができるということは非常にスピード化につながっている。そういう観点から村民の生活向上、それにつながっていきけるだろうということで総務課を中心にしなが、さっき出ていましたことを各課で検討しているということでございます。これはぜひ実現に向けて、できることを、全部一緒ということでもなくてもいいから、できるものから順序よく実施をするように、できるように進めていきたいと。しっかり検討させていきたいと思えます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次にAEDの設置及びハブ咬傷吸引器の配布について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。

AEDの設置及びハブ咬傷吸引器の配布についてお伺いいたします。AEDとは、心肺停止した心臓を除細動、電気ショックを与え、心臓の拍動を正常に戻す救命器具ですね。昨今、働き盛りの30代から50代の中年の方が心肺停止症で救急搬送が多くなっています。国頭地区消防管内でも平成22年に大宜味村7件、国頭村6件、東村2件、計15件が発生しております。平成23年1月から8月末現在で、大宜味村3件、国頭村6件、東村3件で増加傾向にあります。また10月からはメッシュサポート救急ヘリが運行休止となり、救急車で急患搬送時間が長くなり、ますますAEDの必要性が高まりますが、村としてはAEDの各部落への配置計画はないのかお伺いいたします。

またハブ咬傷吸引器については、昭和52年から53年ごろだと思われませんが、村から各部落への配布がありました。村としては今後配布計画はないのかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員のAEDの設置とハブ咬傷吸引器関係についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、非常に重要な、直接命にかかわるものでございまして、非常に大事なことで、村民の生活と申しますか、財産生命を守ると、そういう立場から非常に大事なことだと思っております。議員御指摘のとおりでございますが、30代から50代の働き盛りの人たちの突然の心肺停止、そういう状態が近年村内においても御指摘のとおり多く発生をしている。今後もそれが予想されるであろうということでございますが、この救急車要請から現地に到着するまでの所要時間というのは非常に大事な要素を占めまして、例えば塩屋湾内の部落が約5分内外の地域が多いということでございますけれども、それ以外のところではもっと時間がかかる、5分ということではなくて、さらに時間を要するというところで心配をしているところでございます。心肺停止という、先ほど御指摘がありました。AED等による処置時間というのは、1分1秒でも早く処置するということが救命率を高めるということ。それと同時にまた後遺症の軽減も図られると思っております。こういうことから各部落への配備の必要性というのは十分昨今の状況から認識をしておりますが、と言って、さっと救命措置のAEDでの措置がどのようにできるかという課題も、また使い方も含めて課題もございまして。今後、御指摘のような心配がございまして、今後地域での講習会等を十分に行いながら、保健予防及びお互いに助け合うという、そういう助け合いの体制づくりを推進しながら配備計画を検討し行っていきたいと思っております。

そして2点目のハブ咬傷なんです。ハブ咬傷についても、さっきありました以前に配られていたということでございますけれども、ハブ咬傷についても早期の毒の吸引により重症化を防ぐとともに、後遺症の軽減が図られると思われておりますので、各部落への配布を計画したいと検討したいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、村長の御答弁にありまして、消防署から各部落への時間が結構かかります。例えば、分遣所から大宜味村田嘉里が一番遠いですよね。距離的に12.76、現在の分遣所。また今の国頭消防は東ウデナー地区に移転する計画がなされておりますが、これ以上の距離となります。それで田嘉里が12.76キロメートル、所要時間が現在の分遣所から17分ぐらいという、一番長いです。移転候補地からの到着がまた22分と、ますます長くなっている現状の中で、このAEDは非常に重要性が高まってくると思っております。消防署の署員に聞きましたら、AED直接はちょっと難しいということで、まずは心臓マッサージ、この知識から地域の皆さんに講習会なりを開いて、各部落から何名か代表を選んででもいいし、村内でもいいし、また各部落でもいいし、消防員としてはいつでも対応に応じるということをおっしゃってございました。この心臓マッサージを始めてAEDという順があるみたいで、AEDの時間が3分ですね、3分が一番肝心な時間だということです。この間にやったら助かる率が非常に高いということをおっしゃってございました。このような中で、非常に距離的にいろいろとありますが、敏速にできる方法はもちろん各部落にこの知識を持った皆さんを置いて、このAEDを使うような状況じゃないと生命を助けることはできないと思っております。ぜひ村としては、今後、各部落にAEDを設置してもらいたいと、消防のほうもこれができるなら非常に助かると、いろいろ連携してできるから非常に助かるということをおっしゃってございました。このような中でこのAEDは大事でありますので、ぜ

ひ村としても近い将来、高価なものではあると思いますが、1つ35万円ぐらいとおっしゃっていましたが、村の財政も厳しい中ではあります、村民の人命を、生命を守るためにはぜひこれも確保して今後設置を要望していきたいと思います。今年になって田嘉里のほうですが、心筋梗塞で53歳の働き盛りの男性が亡くなっております。最近も58歳の男性が胸が痛いということで緊急搬送されて、一命を取りとめました、入院して元気に回復して戻ってきております。こういった状況の中で、非常に若者がこういった急性心筋梗塞が発生して、今マスコミのほうでも盛んにテレビ、ラジオで報道されております。大宜味村は長寿の村、福祉の村と力を入れておりますので、ぜひこういった救急道具の設置をして他村からも、素晴らしい大宜味村だね、やっぱり長寿の村、福祉の村はこういったものにも力を入れているんだなという、皆さんから注目される大宜味村にしてもらいたいと私は思っております。こういった中、村長の今後の御意見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま平良議員がいろいろ具体的に御指摘ございましてありがとうございます。先ほど申し上げました設置ということが結局結論ということになるかと思いますが、その方向に向けて、それが実施できるような方向に向けた検討はしていきますが、先ほどありましたような三十何万円かかるということでありまして、また研修、講習という、実技を伴うということもございまして、その他並行して進めていかないといけないということがございまして、まず講習会というものはすぐ手が打てるんじゃないかなということと、それとあわせながら、先ほど設置ということについては、一挙にはできないかもしれないし、今もありました分遣所からすると田嘉里が一番遠いということになりますけれども、そういうことも勘案をしながら配置の検討をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長の答弁がありました、今後、検討していきたいという話でありますので、ぜひ前向きに御検討をよろしくお願いいたします。

それから最後になりますけれども、今、県は2機目のドクターヘリの配置計画がありますが、北部地区と八重山地区が今奪い合っている状況なんです、ぜひ12市町村の首長が力を合わせてぜひ北部地区のほうに2機目のドクターヘリを導入するよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時45分)

平成23年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成23年9月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年9月16日 午前10時00分)

散 会 (平成23年9月16日 午前11時01分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	同意 第 2 号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
2	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
3	議 案 第 2 8 号	大宜味村暴力団排除条例	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 2 9 号	大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例	質 疑 委員会付託
5	議 案 第 3 0 号	大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	質 疑 委員会付託
6	議 案 第 3 1 号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	質 疑 委員会付託
7	議 案 第 3 2 号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	質 疑 付 託 省 略
8	議 案 第 3 3 号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	質 疑 委員会付託
9	議 案 第 3 4 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
10	議 案 第 3 5 号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託
11	議 案 第 3 6 号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
12	議 案 第 3 7 号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
13	認 定 第 1 号	平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
14	認 定 第 2 号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
15	認 定 第 3 号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
16	認 定 第 4 号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
17	認 定 第 5 号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
18	認 定 第 6 号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第1 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑、2点ほどなのですが、お伺いしたいと思います。

まず第1点目に、この人選に当たりまして、どこに重点を置いて、どう評価されての提案なんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御質疑にお答えいたします。

視点といいますか、重点ということなのですが、今、教育委員会がいろいろ取り組んでいる状況の中で、現在取り組んでいることに具体的に、実際にかかわって、積極的に推進をしていっているということで、そのまま引き継ぎも順調に実践につなげていけると、施策の実践につなげていける人物だというふうに思って提案しています。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 次に人選の過程についてちょっとお伺いしたいんですが、従来まで、この教育委員の任命を提案する前には、校区ごとにやっていますよね、従来。この校区ごとの区長や議員あたりに大体お話をされてそれで上げてもらうような従来の方式だったんですけれども、今回、その方式を踏襲されているのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの人選の過程といいますか、その方なんですけれども、御指摘のように校区ごとの推薦というものは5名の教育委員の中で各小学校区単位の推薦という方々と、全校区を対象にした、それは教育長に関係する教育委員の人選ということで、小学校区ごとの推薦については区長にお願いしながらやっていって、今回の教育委員の推薦については、従来これまで当局の判断で進められているということでございます。そういうことを踏襲しているということです。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育委員会委員の任命についての質疑なんです、ただいまの前田議員からの質疑への返答に、現在取り組んでいることがスムーズにできるとおっしゃっていましたが、私は内部からの起用というのを大変評価しております、これは。なぜかという、今後、もしいろんな面で内部から内部昇格というのは、私も推薦し評価するんですが、次代を担う後輩たちが目標を持って仕事にも一所懸命頑張っていく姿を追って、また役場の全部の知識の向上にもつながっていくんじゃないかと思っております。しかしながら、これは大変評価するんですが、この任命の過程について、1つだけ今

後の大宜味村のためにも一言言っておきたいことがあります。この任命なんです、恐らくこれは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条にある兼務の禁止とあるんですが、地方公共団体の非常勤の職員はこれは兼務できないということであるんですが、恐らくこれは同意があれば辞職ということになると思うんです。それと同時に教育長までということにこれは推測されます。そこで村を担う長として、その意気込みについて、例えばじゃあ同意がなければどうなのか、同意がなければそのまま今の職務ができるわけですよね。同意があればやめると、そういった気持ちでやっていくことと、私はやるからには大宜味村の教育委員会のトップとしてやってくれるのであれば、本当に強い意志を持ってけじめをつけてやってもらいたいというのが本当は筋じゃないかと思うんです。本当は要望としては告示まで、この同意案件が出るまでは辞職願も出して、本当にこれから私は大宜味村のために頑張るんだという意気込みを見せてもらいたかったです。これからの大宜味村のためにも本当にこういった姿勢を持って運営していかないと、本当に大宜味村が危惧いたします。たとえばこれは幾ら優秀でもやる気がなければ本当にいろんな事業を全うできるのか、その辺も考えてもらいたかったんですけども、その辺について村長一言お願いしたいんですが。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御指摘でございますが、教育施策の充実発展に実際積極的にやっていける意思があるかどうかということで、今、時間の問題、時期の問題もありますが、私は絶対にやっていける人物だというふうに、そしてこれまでずっと取り組んでいる実績からそれはできるというふうに踏んでいまして提案をさせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） わかりました。私は別に個人を責めているんじゃないで、こういった長に立つ人は、今は課長もたくさんいますけれども、これからもどんどん上がってくると思うんですが、皆さんがそういう気持ちを持って臨んでほしいんです。例えばどうせ同意できなければ今のままでいいさという気持ちでそのままいってもらったら、トップに立ってもこういう気持ちになっては困るということなんです。ぜひこういう気持ちを強く持って皆さんが大宜味村のために、また私たちも頑張っていきたいので、みんながそういう気持ちで頑張っていきたいと思います。ひとつよろしくお願いしたいと思いません。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第2号 教育委員会委員の任命について採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって同意第2号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について採決いたします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第3 議案第28号 大宜味村暴力団排除条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号 大宜味村暴力団排除条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第29号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第31号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第32号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第32号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第32号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第32号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第8 議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) それでは質疑を行います。

11ページの2款総務費の中の5目企画費、13節委託料の1,459万5,000円について質疑を行います。これは結の浜におけるスポーツ拠点整備基本計画委託業務ということで966万円、北部振興事業施設整備計画作成業務ということで493万5,000円と上がっていますが、これは委託料としてもかなり大きな額になっていますけれども、この進め方についてまず伺って次に質疑したいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(島袋幸俊) まず結の浜のスポーツ拠点整備基本設計のほうなんです、受託者が決まった場合と一緒に村民の声を拾いながらまずどういう施設が必要なのか、そのあたりも含めて、どこにどういうものを配置したほうがいいのかという総合的にエリア内を計画していきたいと思います。次の北部振興事業の施設整備計画の作成業務なんです、これまで進めていました福祉関係の北部振興事業が採択できないということになりまして、急遽結の浜での、企業を誘致する上での有効な事業として今考えております。その採択に向けていろいろな設計業務とか、そういうのがありますから、また非常に時間的に、もう12月の採択に向けてということで非常にハードな時間となっております。そういうこともあって手伝いしてもらおうということも含めて委託費に組んでおります。以上です。

○ 議長(金城 勇) 2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) 今、スポーツ拠点整備基本計画も、村民の声も拾いながらということでありませけれども、やっぱり村内にはバスケットやら野球を含めていろんなスポーツに関連して、またいろんな地域に出かけて試合されたりとか、交流したりやっている方々も、若い人たちの中にもいます。だから青年会とか若い人たちもうんと活用しながらそういうアイデア、例えば使いやすさとか、そういう基本的なことを、村としても基本的なものを出しながらこの委託業務を推進してもらいたいというのが思いです。ただ、この北部振興施設整備策定業務も総合開発審議会など、村出身の有能な人材の方々もいます。また村民の中にもそういう思いを持っている方々もいますので、そういう人たちもうまく活用し

ながら、基本的には村の考え方を統一した形でこの設計業務に臨んでほしいと思いますけれども、その辺を含めて村長から一言あれば、それで終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員から御指摘のありました進め方について、やはり広がりが出るように、そして施設そのものができる夢を描きながらということでございますから、幅広い人々の意見といたしますか、そういうことを参考にする必要はあるというふうには思いますので、そういうことをできるだけ広く進めていけるような現課での取り組みをやっていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは歳出、13ページ、3款1項1目の13節委託料240万8,000円計上されているんですが、これは障害者福祉計画策定のものと、高齢者保健福祉計画策定委託料、そして14ページの3款2項1目の13節委託料、次世代育成支援行動計画委託料、これは当初は費目存置にもなって、また当初は費目存置ないのもあるんですが、これは当初で計画できなかったですか。これは財政上の都合で現在補正ということになっているんですか。この財源は一般財源になっていると思うんです。今、計上しているということは当初予算の段階では財政事情によって、今回は繰越金とかいろいろ出てきましたから、そういう財政事情によって現在の9月計上ということになっているんですか。その辺をお聞かせください。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 本来ですと、当初予算で計上すべきでしたが、当初予算を計上する段階で計上漏れがありましたので、今回、補正で計上しています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 障害者福祉計画と高齢者保健福祉計画については、当初は費目存置にされているんです。これは計上漏れじゃなくて、財政上の都合じゃないかなと思うんですが、その辺は後で、委員会あたりで審議もしていきたいと思っております。

次に15ページお願いできますか、4款1項11目、診療所付帯施設、これは薬局のものなんですが、その中の11節で修繕費があるんですね。説明書によりましてその明細が書かれていないものですから、新設されてすぐ修繕費がすぐ出るということはどういうことかということだと思っています。それは何の修繕なのかお示ししたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 前田議員にお答えします。

こちらは財源内訳の欄に、その他で12万円と数字が入っています。要はこの診療所の薬局等の使用料、特定財源という形で使用料を取るという形でありますので、12万円を充てるという形でこの予算をつくったということにしております。要は充当先を充てないといけないという見解で作成したということにしております。本来、修繕が出るというのは確におかしい話ではあるんですが、財源の充てようを考えたということで割り当てております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） あなた方、故障も何もないときに修繕費は先に計上しておこうということだったら、予算計上の根拠を示せといたらなかなかできないでしょう、これ。その他の財源で使用料が出

ているんだったらもっとほかに使い道があるかもしれないし、その辺はやっぱり考慮して、もっと考えてやったほうがいいと思います。修繕費というのは、修繕するところが出たときにやるのが本当じゃないですか。もう新設しながら、どこかもう壊れそうなところが既に予想されているよということになりますよ。そういう予算計上はちょっとおかしいですね。そうなれば財政的な話をやりますけれども、村道、農道の草刈りなど、どうせ後から台風など来たらやるからと、ばちっと決めておけばこんな楽なことはないですよ。そういう計上の仕方はもっと考えてやったほうがいいんじゃないかと思います。それだけ言っておきます。

もう1件ですね、17ページの6款1項3目農業振興費、これ農村振興基本計画策定業務委託料、これは当初計画にはなかったんですが、これも一般財源なんですよ。これは先ほど住民福祉課長が答弁していたんですが、当初計上はないです、一般財源であると、それもわかるわけですが、そうすると当初からやれば年度内で終了したかもしれないんですよ。これから始まるとなれば恐らく年度内終了は難しいと、繰越明許費の手続にいくんじゃないかという感触を持っているんですが、その辺どうでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 当初予算のほうには計上しておりませんでした。先ほど福祉のほうの予算と同じような形なんですけれども、財政事情によって当初予算で上げる予定はありました。6月議会のほうにも追加で上げる予定でしたが、どうしても財源のほうが足りないという話の中で今回の9月の補正になっております。この計画については、農業振興計画、農業全般を計画していて、その次の計画においては長寿と癒しの森、その計画の前段で補助事業をとるために基本計画が必要だということで今回計上しております。繰り越しについては、議員御指摘のとおり、9月で補正を終えてもその期間、今年度での完了はかなり難しいと私も判断しております。繰り越しのほうになるのではないかと予想されるころではありますが、当初予算のほうで計上できなかったということで今回上げております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員
で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員
で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員
で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第13 認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 認定第1号の質疑をさせていただきます。

まず歳入のほうの18ページの財産貸付収入の滞納繰越分と、21ページの雑入の2節の件についてお伺いをいたします。この2件につきましては、ゴルフ場関係のものだと思うんですが、滞納繰越分のほうで4,721万9,167円と、ゴルフ場の明け渡し損害金のほうで9,085万882円ということで、トータルしますと1億3,800万円ほどになっているんです。現在、その会社の実態はどうなっておられるのでしょうか。ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 会社自体の登記はまだあります。住所もあるわけですが、滞納分についてこちらのほうから請求書は出しております。届いているときもありますし、届かないときもあるということで、実態を調査しながら現在やっているところであります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） そうような話は前から大体やっているんです。実態はきちんとつかんでおかなければならないし、これは裁判で勝訴しても金も取れないような状態でどうということかということになってくるんですよ、これ。ですからその会社の個人資産なりでも、本当に実態を調査して、強制力のある取り立てということをやらないと、これはそのままいきますと、後は権利の放棄につながってくる可能性は十分あると私は見ているんです。顧問弁護士も村にはいらっしゃるわけですから、弁護士と相談して強制執行など、どういう方法でやればいかと、個人資産の差し押さえ等、そういったものもいろいろ考えてやらなければこれだけのお金は大変ですよ。いつまでも今のような状態でやると、これは大変ですね。これは専任職員を置いてでもやるぐらいのものをしないと、今後、先ほど言ったように債権の消滅の問題で10年ぐらいすると権利の放棄の手続をとらないといかんようになってくるし、そのときには議会の議決が必要になってくるでしょう。そういう点で非常に民法上の問題もいろいろ出てきますから、ひとつその辺を勉強しておいて、顧問弁護士と相談してください。行政力を持った方法はどういうところなのかというのは、そこからやらないとだめですよ、これ。いつまでも数字はそのまま残ります。その決意を聞いて、この件に対する質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 議員御指摘のとおり、顧問弁護士と相談しながらとっていきような措置を考えて、実行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第14 認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第15 認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第16 認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第17 認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、
8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第18 認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、
8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと
思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時40分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に具志堅朝秀議員、決算審査特別委員会委員長に具志堅朝秀議員、副委員長に平良嗣男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

- 議長（金城 勇） お諮りします。委員会審査のため9月20日及び9月21日の2日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって9月20日及び9月21日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時01分）

平成23年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成23年9月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成23年9月22日 午後3時12分)

閉 会 (平成23年9月22日 午後4時36分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

9 番議員 平 良 嗣 男

4 番議員 東 武 久

10番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

3. 欠席議員 (1名)

8 番議員 具志堅 朝 秀

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第28号	大宜味村暴力団排除条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第29号	大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第30号	大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第31号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	委員長報告 質疑～表決
5	議案第33号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第34号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第35号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第36号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案第37号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
10	認定第1号	平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第2号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第3号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第6号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第10号	就学援助制度の周知・拡充を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
17	陳情第11号	離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請	委員長報告 質疑～表決
18	陳情第15号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書	委員長報告 質疑～表決
19	陳情第16号	村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について（要請書）	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	陳情 第12号	漁業用燃料にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について	委員長報告 質疑～表決
21	決議案 第3号	風力発電設備設置に関する要請決議について	提案説明 付託省略
22	意見案 第4号	離島及び僻地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書	提案説明 付託省略
23	意見案 第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	提案説明 付託省略
24	意見案 第6号	燃料税制にかかる特別措置に関する意見書	提案説明 付託省略
25	決議案 第4号	北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請	提案説明 付託省略
26	意見案 第7号	米国上院軍事委員長の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書	提案説明 付託省略
27	決議案 第5号	米国上院軍事委員長の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議	提案説明 付託省略
28	意見案 第8号	不平等な日米地位協定を許さない意見書	提案説明 付託省略
29	決議案 第6号	不平等な日米地位協定を許さない抗議決議	提案説明 付託省略
30		農業委員会委員の推薦について	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時12分）

◎議案第28号～議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第28号 大宜味村暴力団排除条例、日程第2 議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例、日程第3 議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について及び日程第4 議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年9月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第28号	大宜味村暴力団排除条例	原案可決 全会一致
議案第29号	大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例	原案可決 全会一致
議案第30号	大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	原案可決 全会一致
議案第31号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長及び住民福祉課長の出席を求め、9月16日午後1時30分から審査をいたしました。

まず議案第28号 大宜味村暴力団排除条例について報告いたします。

本条例は、村民に不当な影響を及ぼす暴力団員による不当な行為から村民の安心安全な生活を確保するため、国・県・村及び村民、事業者が一丸となって暴力団排除活動を推進するため村及び村民等の責務を明らかにし、暴力団のない社会を実現するために制定する条例であります。

なおこの条例は、平成23年10月1日から施行することとなっております。

次に議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例について報告します。

本条例は、結の浜に設置される大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

なお、この条例は、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について報告いたします。

本案は、復帰後、市町村に公平委員会が設置されるまでの間は、県人事委員会において処理するものとされてきましたが、今後は県の人事委員会に委託することになったので大宜味村と沖縄県で協議が必要になったため、本規約を制定するものである。

なお、この規約は、平成24年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について報告します。

本案は、平成22年第10回臨時会で議決された大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）に産業の振興で事業内容に特産品加工施設備品購入及び生活環境の整備で事業内容に集落排水事業を追加するものである。

4件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号 大宜味村暴力団排除条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号 大宜味村暴力団排除条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 大宜味村暴力団排除条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第28号 大宜味村暴力団排除条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第29号 大宜味村立診療所付帯施設（薬局）の設置及び管理条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第30号 大宜味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第31号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号～議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算、日程第6 議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第7 議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第8 議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第9 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年9月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 安里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第33号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致
議案第34号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第35号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決 全会一致
議案第37号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	原案可決 全会一致

(安里重和予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長(安里重和)** ただいま議題となりました議案第33号から議案第37号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月20日午前10時から審査を行いました。

議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算、議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び 議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。よろしく申し上げます。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第33号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第34号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第36号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第37号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第10 認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第15 認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会副委員長。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

決算審査特別委員会

副委員長 平 良 嗣 男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
認定第1号	平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第2号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致

(平良嗣男決算審査特別委員会副委員長 登壇)

○ **決算審査特別委員会副委員長（平良嗣男）** 委員長が欠席のため、かわりまして私、副委員長が御報告申し上げます。

ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの6件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月21日、22日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているかどうかについて審査を行い、質疑においては村長及び教育長の出席のもと行いました。

まず認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について質疑の概要について説明します。不納欠損及び収入未済の件数及び額を村の広報紙等で公開されたいとの質疑に対し、広報紙の紙面等考慮し掲載するとの答弁でした。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で副委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第1号 平成22年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第2号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第3号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第6号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎陳情第10号及び陳情第11号、陳情第15号及び陳情第16号の上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第16 陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情、日程第17 陳情第11号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請、日程第18 陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書及び日程第19 陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年9月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
10	平成23年 6月9日	就学援助制度の周知・拡充を求める陳情	採択		地方自治法第125条の措置
11	平成23年 6月28日	離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請	採択		地方自治法第99条の措置
14	平成23年 8月29日	風車病被害を招く村有地の貸与に関する陳情書	審議未了		
15	平成23年 9月6日	地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書	採択		地方自治法第99条の措置
16	平成23年 9月6日	村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について（要請書）	採択		地方自治法第125条の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ **総務常任委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました陳情第10号、陳情第11号、陳情第15号及び陳情第16号について、村長出席のもと、9月16日に審査をいたしました結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第10号、陳情第11号、陳情第15号及び陳情第16号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第11号及び陳情第15号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

また陳情第16号は、関係機関へ送付することが妥当と決しました。

なお陳情第14号については、村長に対し要請決議の送付が妥当と決しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。この本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択することに決定しました陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情については、地方自治法第125条の規定により教育委員長へ送付することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

よって陳情第10号 就学援助制度の周知・拡充を求める陳情については、地方自治法第125条の規定により教育委員長へ送付することに決定しました。

これから陳情第11号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第11号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。この本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。この本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択することに決定しました陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)については、地方自治法第125条の規定により村長へ送付することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

よって陳情第16号 村立診療所施設の再利用と福祉施設等の誘致について(要請書)については、地方自治法第125条の規定により村長へ送付することに決定しました。

◎陳情第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第20 陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成23年9月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城辰徳

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
12	平成23年 7月8日	漁業用燃料にかかる軽油引取税の 免税等に関する国への意見書の提出 を求める請願書の提出について	採 択		地方自治法第99条 の措置

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免除等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について、9月20日に審査をいたしました結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

本陳情については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免除等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免除等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免除等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって陳情第12号 漁業用燃料にかかる軽油引取税の免除等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○議長（金城 勇） 日程第21 全員発議により提出されました決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○2番（新城一智） 決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 安里重和 前田 孝 宮城辰徳 東 武久 平良英勝 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 風力発電設備設置に伴う村民の健康被害及び事故等の不安を取り除き、責任の所在を明確にするため。

風力発電設備設置に関する要請決議

大宜味村と沖縄電力は、平成18年9月20日に風力発電設備設置について、環境影響調査等を検討の上、制限が加えられない限り連携協力関係を構築するとの協力体制を約束した。また平成20年10月には騒音調査のみ行なったと言う事だが、近隣住民が懸念している低周波及び低周波振動等に関しては、行なわれていないのが現状である。また事業を推進するにあたり、平成18年9月20日に協力体制を約束したにもかかわらず、平成23年5月5日の新聞記事で多くの村民が情報を得たのが事実です。今日までの約5年間、事業の推進について村の意向、また進捗状況等の情報を村民に対して説明がなされていない事が、着工間近になって村民の不信感や不安を招いている事は否定できない。よって、下記について強く要請する。

記

事業推進にあたって、村民、近隣住民の不安を取り除く為、風車から発生していると思われる低周波及び低周波振動等による健康被害（風車病ともいわれている）又、事故等の責任の所在を明確にして協定を結ぶ事。

平成23年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 大宜味村長

以上です。

○議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第3号 風力発電設備設置に関する要請決議については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第22 全員発議により提出されました意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 安里重和 宮城辰徳 東 武久 平良英勝 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 離島及びへき地であるが故の経済的負担や精神的負担などのハンディを取り除く支援を県全体で取り組むよう関係機関へ要請するため。

離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書

28の有人の離島及びへき地をかかえる島嶼県沖縄。離島及びへき地におけるがん患者は、治療の不安や苦痛に加え、離島及びへき地であるが故の経済的負担や精神的な負担を強いられています。「離島及びへき地に住んでいても安心して本人の望む医療が受けられるように、住む所によって命の重さに差のないように」の視点でハンディを取り除く支援を県全体で取り組んで下さるよう、下記の項目について要請いたします。

記

1. がん条例の中に離島及びへき地支援対策の文言をきちんと入れること。
2. 離島及びへき地の患者への経済的支援対策を講じること。

①航空運賃の割引

②放射線機械の段階をおった設置とできるまでの間の措置としての支援対策

3. 離島及びへき地の患者の負担軽減策を講じること。

- ①拠点病院・準拠点病院のそばに安価な滞在施設（ファミリーハウス）の設置
- ②島にいながらにして受けられるセカンドオピニオンのシステムの構築
- ③病院間の連携強化による患者負担の軽減策等

4. 患者情報・相談支援センターを設置すること。

（患者図書室を備え専門支援員が常駐する）

5. がん診療準拠点病院の機能の強化、充実を図ること。

- ①緩和ケア病棟あるいは、緩和ケアチームの設置と充実
- ②専門スタッフ（がん関連の専門、認定看護師、精神腫瘍医、心理療法士、ソーシャルワーカー）の配置と育成
- ③がん治療や検査に必要な高度医療機器類の充実と専門家の配置
（放射線治療の機械・医師・骨シンチの機械等・血液がんの専門医の配備等）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄県知事 要請書として沖縄県議会議長
以上です。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第4号 離島及びへき地におけるがん患者支援対策推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第23 全員発議により提出されました意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 地方財政の充実・強化のため、地方財政予算全体の安定確保にむけて、関係機関へ要請するため。

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成23年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成24年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、平成23年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

よって、政府におかれましては、平成24年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、下記事項について強く要請します。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成24年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財政の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣 経済産業大臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第24 全員発議により提出されました意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

（5番 宮城辰徳議員 登壇）

○ 5番（宮城辰徳） 意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 新城一智 東 武久 平良英勝 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 水産物の安定供給と漁業者の経営の安定を維持するため、漁船用経由にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、燃油税制にかかる特例措置を関係機関へ要請するため。

燃油税制にかかる特例措置に関する意見書

漁業においてはコストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、我が県の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。

さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、

漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これを不可欠の前提となる漁業者の経営の安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる特例措置を要望する。

記

1. 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
2. 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣 総務大臣

よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第6号 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第25 全員発議により提出されました決議案第4号 北部地域における沖

縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(3番 平良英勝議員 登壇)

○ 3番(平良英勝) 決議案第4号 北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 安里重和 前田 孝 宮城辰徳 東 武久 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 北部地域における医療体制の改善を図るとともに中南部地域との医療格差をなくし、沖縄県救急医療用ヘリの2機目を北部地域に導入していただき、救急医療体制の充実・強化に向けて関係機関へ要請するため。

北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請

北部地域は沖縄本島の約50%の面積を有し、医療過疎地が散在する中、伊江村・伊是名村・伊平屋村の離島を抱え救急医療体制の充実が強く求められているところであります。

本地域においては、医師や看護師の不足から、県立北部病院の産婦人科や内科等で診療制限が行われるなど、住民を取り巻く医療環境は悪化の一途をたどっており、県内における地域医療格差の解消を図ることは、極めて重要な課題となっております。

特に離島・過疎地域における救命率の向上に向けた救急医療体制の確立は、喫緊の課題であります。

本地域では、平成19年6月より民間が救急ヘリコプターを導入し、多くの実績があげられ、また、平成20年12月には沖縄県による救急医療用ヘリコプターが浦添総合病院に導入され、救命率の向上と後遺症の軽減が図られたことはすでに明らかであります。

しかしながら、民間救急ヘリコプターの継続・運営は厳しい状況にあり、その実績を踏まえると、救急事案の重複は避けられないことから、北部地域住民は不安を抱えているところであります。

つきましては、北部地域の医療体制の改善を図るとともに中南部地域との医療格差をなくし、安心して暮らせるよう、沖縄県救急医療用ヘリコプターの2機目を北部地域に導入していただき、救急医療体制の充実・強化に向けて、特段の配慮を賜りますよう要請いたします。

平成23年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄県知事

よろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第4号 北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第4号 北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第4号 北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第4号 北部地域における沖縄県救急医療用ヘリコプターの導入に関する要請については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第26 全員発議により提出されました意見案第7号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書及び日程第27 決議案第5号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東 武久議員。

(4番 東 武久議員 登壇)

○ 4番(東 武久) 意見案第7号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 新城一智 平良英勝 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命、財産、安全を守る立場から嘉手納統合案に断固反対し、普天間飛行場の嘉手納基地統合案撤回を関係機関へ要請するため。

米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書

米上院軍事委員会のカール・レビン委員長(民主党)と共和党のマケイン筆頭委員ら超党派の議員は、米軍普天間飛行場の移設に関する日米両政府の現行計画は「非現実的で実行不可能、財政負担も不可能」として、嘉手納基地への統合を中心とする新たな移設案の検討を国防総省に要請したことを明らかにした。

沖縄県民は、戦後66年余にわたり、米軍関係の事件や事故に悩まされ、特に嘉手納基地周辺住民は、基地から派生する厳しい米軍機の爆音下で、肉体的、精神的な被害を受け、生活環境まで脅かされてきた。

近年の嘉手納基地の運用事態は、常駐機のF-15戦闘機等の他に、F-22Aラプター戦闘機やさまざまな外来機が幾度となく飛来し、日米再編協議で合意された負担軽減どころか、異常な基地運用は基地機能の強化であると言わざるを得ない。

普天間飛行場の嘉手納基地統合案については、以前にも嘉手納基地周辺自治体等の猛反発等で断念するにいたった経緯があるにもかかわらず、再三にわたる嘉手納統合案の提言は、県民の心を踏みにじるもので到底容認できるものではない。

よって、本村議会は県民の生命、財産、安全を守る立場から嘉手納統合案に断固反対し、下記の事項を要請する。

記

1. 普天間飛行場の嘉手納基地統合案を撤回させること。
2. 嘉手納基地の機能強化に断固反対すること。
3. 普天間飛行場を無条件撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
次に決議案第5号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、あて先だけ申し上げます。

あて先 米国务長官 米国防長官 駐日米国大使 在沖米国総領事
以上であります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書及び決議案第5号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第7号及び決議案第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第7号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

これから決議案第5号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第5号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議しその撤回を求める決議については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号及び決議案第6号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

採決

○ 議長（金城 勇） 日程第28 全員発議により提出されました意見案第8号 不平等な日米地位協定を許さない意見書及び日程第29 決議案第6号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。安里重和議員。

（7番 安里重和議員 登壇）

○ 7番（安里重和） 意見案第8号 不平等な日米地位協定を許さない意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 安里重和 前田 孝 宮城辰徳 東 武久 平良英勝 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命・財産・人権を守り、安心安全で平和な社会の構築に向け、不平等な日米地位協定の改定が実現されるよう関係機関へ要請するため。

不平等な日米地位協定を許さない意見書

今年、1月12日午後9時43分頃、沖縄市比屋根6丁目付近において米軍属の運転する普通自動車国道329号線を進行中、前方車両を追い越そうとハンドル操作を誤り対向車線に進入、対向車線の外側車線を直進中だった北中城村出身、当時19歳の青年與儀功貴君の運転する軽自動車に正面衝突して被害者を死亡に至らしめた。この事故で軍属の男性は、自動車運転過失致死罪で送検されたが、帰宅途上に起こした事故は「公務中」の行為であるとの理由から、日本は裁判権を行使できないとして那覇地検は不起訴処分とした。

尊い人命が失われた人身事故にもかかわらず日本政府は、過失の程度も検証せず、公務中の判断基準もなんら示されないまま、米軍からの一方的な「公務証明書」の提出を受けただけで「公務中」を鵜呑みに不起訴処分としたことは、国家主権と裁判権を放棄するのみならず、自国民の基本的な人権をも保障できない軟弱な国家と糾弾されてもしかたがない。

被害者青年の母親は、「日本で起こした事故なのに、ひとの命を奪って何故、日本の裁判で罪を問えないのか。」「この国は日本人ではなく外国人を守るのか、こんな協定まちがっている。」と涙ながらに訴え、4月25日不起訴処分に対する審査申し立てをした。（遺族から審査申し立てをするのも県内初といわれている。）

同年、5月27日に行われた検察審査会は、「起訴相当」という判断を下し、日本の裁判所で審理できないことは「日本国民として非常に不合理だと考える」と批判した。さらには、日米地位協定の改定や日米合同委員会の透明性も求めている。

日米地位協定第17条の1（b）「日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。」と謳っている。また弁護士によると「アメリカ合衆国連邦裁判では、軍属を軍法会議にかけるのは、特別な場合を除いて憲法違反とされている。」と指摘している。また、NATO諸国においては、軍属、家族は軍人と解さないとある。このことから、軍属である加害者が日本の法律で裁けない理由は何一つとしてない。

日本政府は、遺族の悲痛な叫びである不起訴処分に対する不服申し立てと検察審査会の結果を真摯に受け止め、第一次裁判権を速やかに行使するとともに、国民の総意である日米地位協定の改定に向けて総力を挙げて取り組むべきである。

また、米国政府は、前途有望な青年の尊い命を無残にも奪い、遺族を悲しみのどん底に突き落とした軍属の罪を罰するどころか、5年間の免許停止という信じられない軽い処分に終わらせている。日米地位協定を盾に加害者を軍属として保護することは、あまりにも沖縄県民の人権を踏みにじった非人道的な行為であるばかりでなく、日米地位協定の悪用であり断じて許せない。これまで、米軍基地を抱える国民が米軍人・軍属による事件・事故でどれだけ悩み苦しめられてきたか。このような不条理な日米地位協定は直ちに改定に向け応ずるべきである。

以上のことから、大宜味村議会は県民の生命・財産・人権を守り、安心安全で平和な社会の構築に向け、下記事項が確実に実現されるよう強く求める。

記

1. 日本政府は米国政府へ第一次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くこと。
2. 日米両政府は遺族への謝罪と再発防止策を図ること。
3. 日米両政府は遺族に適正補償をすること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 総理大臣 法務大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

次に決議案第6号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、あて先だけを申し上げます。

あて先 米国大統領

以上であります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号 不平等な日米地位協定を許さない意見書及び決議案第6号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第8号及び決議案第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 不平等な日米地位協定を許さない意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第8号 不平等な日米地位協定を許さない意見書については、原案のとおり可決されました。

これから決議案第6号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第6号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議については、原案のとおり可決されました。

◎農業委員会委員の推薦について

○ 議長（金城 勇） 日程第30 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午後 4時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員